

第 27 回 軽米町議会定例会平成 29 年度 軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

平成 30 年 9 月 12 日 (水)

午前 10 時 00 分 開 議

議 事 日 程

- 議案第 1 号 平成 29 年度 軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 2 号 平成 29 年度 軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 3 号 平成 29 年度 軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4 号 平成 29 年度 軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 29 年度 軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 29 年度 軽米町水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 議案第 7 号 平成 30 年度 軽米町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 8 号 平成 30 年度 軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 9 号 平成 30 年度 軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 10 号 平成 30 年度 軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 11 号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 議案第 12 号 平成 30 年度 軽米町一般会計補正予算 (第 4 号)

○出席委員（12名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
4番	川原木芳蔵君	5番	上山勝志君
6番	館坂久人君	7番	茶屋隆君
8番	大村税君	9番	松浦満雄君
10番	本田秀一君	11番	細谷地多門君
12番	古館機智男君	13番	山本幸男君

議長 松浦 求 君（同席）

○欠席委員（1名）

3番 田村 せつ 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
総務課総括課長		吉岡靖君
総務課企画担当課長		梅木勝彦君
総務課総務担当課長		小笠原達夫君
会計管理者兼税務会計課総括課長		小笠原亨君
税務会計課課税担当課長		福島貴浩君
税務会計課収納・会計担当課長		松山篤君
町民生活課総括課長		川島康夫君
町民生活課総合窓口担当課長		福田浩司君
町民生活課町民生活担当課長		坂本修君
健康福祉課総括課長		坂下浩志君
健康福祉課福祉担当課長		角田貴浩君
健康福祉課健康づくり担当課長		大西昇君
産業振興課総括課長		小林浩君
産業振興課農政企画担当課長		長瀬設男君
産業振興課農林振興担当課長		日脇邦昭君
産業振興課商工観光担当課長		畑中幸夫君
地域整備課総括課長		川原木純二君
地域整備課環境整備担当課長		江刺家雅弘君
地域整備課上下水道担当課長		中村勇雄君
再生可能エネルギー推進室長		戸田沢光彦君

水道事業所長
教育委員会教育長
教育委員会事務局総括次長
教育委員会事務局教育総務担当次長
教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員
監査委員事務局長

川原木 純二 君
菅波 俊美 君
堀 米 豊 樹 君
工 藤 薫 君
大清水 一 敬 君
吉 岡 靖 君
小 林 浩 君
竹 下 光 雄 君
小 林 千鶴子 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長
議会事務局主査

小 林 千鶴子 君
鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、定刻になりましたので、きのうに引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は12人であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の欠席は、田村委員、病院に行くため欠席ということでございます。あと、本田秀一委員は14時から早退ということでございます。

あと、当局のほう、きのうも申し上げましたけれども、藤川副町長が欠席、あと竹下監査委員が午後欠席ということでございます。

（午前 9時59分）

◎答弁の保留について

○副委員長（茶屋 隆君） 審議に入る前に、きのう残っておりました健康福祉課総括課長、坂下浩志君、健診と自殺対策について答弁していない部分がありましたので、よろしくをお願いします。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） おはようございます。それでは、きのう中村委員のほうからありました健診の関係と自殺対策のことについて申し上げたいと思います。

まず最初に、主要施策12ページにありました基本健診のことですけれども、町ではこの基本健診というのと、後で国保会計のほうに出てきますけれども、特定健診というのをやっております。

また、この基本健診の対象者ということですが、19歳から39歳までの若年層の方と後期高齢者の被保険者が基本健診の対象者ということになっております。

基本健診の受診者については695人となっております。後期高齢者の被保険者数は全部で1,989人が被保険者であります。そのうち、受診者が599人ということになります。後期高齢の方で施設入所とか、生活習慣病で通院、入院していますとか、歩行困難の方を受診対象外者数として捉えておりますが、それが1,052人で、被保険者から対象外者数を引いて受診率を出しておりますけれども、総受診率は63.93%ということになっております。若年者の受診者数は96人となっております。

この基本健診受診率ですけれども、平成26年度は30%、27年度は50%、28年度は51%で、29年度は63.93%なので、これについては受診率が上がっているということになるかと思えます。

今後も、病気の早期発見、早期治療につなげるためにも、受診の啓発等を行って

いきたいというふうに考えております。

ついでに、国保のところではいかにいいかもしれませんが、特定健診というものは国保加入者の40歳から75歳未満を対象に行っています。これは、メタボの方を発見して、その事後指導につなげるためにやっているわけですが、その受診率は54.7%となっておりまして、県下では5位の受診率というふうなことにはなっております。54.7%、県下で5位ということなので、こっちの方は高いのかなというふうには思っておりますけれども、こちらのほうについても早期発見、早期治療につなげるために今後も受診のための啓発等を行って、さらに受診率を向上させていきたいというふうに考えております。

あとは自殺対策の関係ですけれども、自殺対策については県下でも自殺率が高いということで予防のほうに力を入れております。予防のほうも1次予防、2次予防、3次予防というふうに分けて実施しておりますけれども、1次予防の中では普及啓発ということで、ポスターの掲示とかけんこうお知らせ版での啓発、またのぼり旗の設置とか、青いポロシャツを着たり、缶バッジをつけたりしているのもその一環ということになります。また、町の相談室を開設して、そこで相談に乗っているというふうなことをしております。また、1次予防の中で人材育成ということで、ゲートキーパーの養成、育成などを行っております。本年度については、銀行等にも呼びかけてゲートキーパーをお願いしようということにはなっています。また、あとボランティアですね、傾聴ボランティアとかそういう人たちにお願いしてやっているのもありますし、あとは精神障がい者ということですみれ会というふうなのを設立しておりますけれども、そちらへの参加の呼びかけとか、そういうことをやっております。

また、2次予防としてはうつスクリーニングということで、65歳以上の方を対象にスクリーニング等を行って、それによって家庭訪問とか、あとは継続支援ということで行っております。あとは、自殺未遂があった場合等について家庭訪問をしたり、相談をしたり、保健師による相談であったり、電話相談であったりというのをやっているというふうになります。また、あとはこころの相談ということで、精神科の医師による相談なんかも行っているところです。

3次予防として、これは自殺した方の遺族への支援ということで、そちらも保健師による家庭訪問、相談等を機会を捉えてやっているというところでもあります。また、自死遺族の交流会なんかも継続してやっていきたいというふうには考えております。

また、役場であったり、職場へのアプローチということで職場へゲートキーパーの要請とか、またそういうことをやっております。

あとは、一番危ないのは精神疾患を持っている人たちが自殺につながっていくケ

ースが多いので、そういった精神疾患の方への保健指導とか、個別に相談なんかも行っているところです。

昨年については11月だったかにはフォーラムを開いているところです。また、今年については自殺対策推進計画を策定の予定となっているところです。

以上で答弁とします。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員、よろしいですか。

○2番（中村正志君） 何人になります。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 失礼しました。平成27年度、28年度、29年度は4人ずつで、ことしは既に2人ということになっています。

○2番（中村正志君） 平成29年度が2人。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 平成29年度は4人。一番多いときが平成25年度で8人、26年度が5人、27年度、28年度、29年度が4人、ことしが2人ということになっております。

あと、がんのほうの検診の受診率でございますが、胃がん検診の受診者は1,006人で受診率が19%、子宮がん検診の受診者が681名で受診率は19%、乳がん検診の受診者が643人で22%、肺がん検診の受診者が1,992人で41%、大腸がん検診の受診者が1,735人で34%、前立腺がん検診の受診者が713人で受診率は59%というのがその他の検診のほうの受診率にはなっております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

◎議案第2号の審査

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、議案第2号 平成29年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 主要施策の説明書では29ページになります。決算書では207ページとなります。

（1）の療養費等の給付ですが、被保険者の疾病等に関して必要な療養費等の給付に要した費用が7億5,612万円で、平成28年度と比較いたしまして6億84万5,000円、率にして0.9%の増となっております。

（2）の高額療養費の給付ですが、決算額は1億2,762万9,000円で、前年度と比較いたしまして5億98万2,000円、率にして4.9%の増となっております。

（3）の出産育児一時金の支給ですが、被保険者世帯の出産育児一時金の支給を

行っております。決算額は294万円となっております。平成29年度は7世帯に対して給付しております。

それから、(4)が葬祭費の支給ですが、被保険者世帯の葬祭に関して必要な費用として1世帯当たり3万円を支給しております。本年度決算額は78万円で、対象世帯が26世帯でございます。

以上です。

○副委員長(茶屋 隆君) 説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。歳入歳出一括で質疑を受けることでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○副委員長(茶屋 隆君) それでは、質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番(古舘機智男君) 毎回取り上げていることなのですが、国保税の滞納者に対する短期保険証の、それから軽米町で発行していないかもしれませんが、資格証明書があるか、ないか。短期証の場合は発行していると思っておりますけれども、その人数と、それから最終的には渡していると思っておりますけれども、その状況について、発行数、それから何カ月以内、やり方として納税相談とかに来たとき渡すとかという、その短期証での対応というか、やり方について報告をお願いします。

○副委員長(茶屋 隆君) 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長(川島康夫君) まず最初に、短期被保険者証と資格証明書の違いなのですが……

○12番(古舘機智男君) いや、違いはわかっているから要りません。

○町民生活課総括課長(川島康夫君) 直近の短期被保険者証の発行件数なのですが、9月1日現在になります。短期被保険者証の発行件数が69世帯となっております。69世帯のうち相談に来られて交付した件数が38件、相談に応じていただけず郵送で交付したものが31件、いずれ未交付となっている世帯の方はございません。

あと、資格証明書なのですが、軽米町で資格証明書は発行しておりません。全員の方に被保険者証が交付されるようにしております。

○12番(古舘機智男君) 短期は3カ月で……

○町民生活課総括課長(川島康夫君) 基本3カ月で交付しているのですが、交付世帯の18歳未満の者に対しては6カ月で交付しておるところです。

○副委員長(茶屋 隆君) よろしいでしょうか。

古舘委員。

○12番(古舘機智男君) もう一度確認したいのですが、相談に来ての件数が38件で、郵送が31件、郵送の場合は何カ月、3カ月、その期間ですけれども、すぐ相談に

来なくて無保険状態になっている期間というのは何カ月ですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 指定した相談の日を経過してからおおむね1カ月程度経過した後で郵送ということにしています。

○12番（古舘機智男君） もう一度……

○副委員長（茶屋 隆君） 聞こえなかったみたいというか、大きな声で。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 相談の機会をある一定程度、例えば1週間程度を指定するわけなのですが、それに応じていただけなかった場合にはそのままおおむね1カ月程度の猶予期間を持って、それからお送りしているというふうなことです。

○12番（古舘機智男君） 相談に来なくてから1カ月後。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 毎回取り上げてはいるのですが、短期証の関係については大規模な盛岡市でさえも基本的にもう短期証を発行しておりません。その短期証は納められなくてそういう状況になっているのですけれども、実態がわかっていると思いますけれども、ほとんどが生活困窮者の人たちです。

国民健康保険は、社会保障の一環としてつくられた、誰でも、どこでも安心して医療が受けられるという形でできた社会保障の制度です。実際に、しかし国民健康保険制度が始まったときから比べて国の負担割合がどんどん下がって行って、もう自治体としてもその保険運営をするためには国保税を上げざるを得ないという状況になってきていて、それが全国で国保が納められないという実態になっています。

軽米町の場合でも少しの緩和という形でもありますが、しかしその基本的なところには高過ぎて払えないという背景があります。国保本来のその社会保障のあり方からいって、それから盛岡で示しているように、短期保険証を発行しなくてもその収納率というのは大きく変化はないという形も含めて、発行というのは弱い者いじめになっているという形で、基本的には保険証の取り上げ、短期証の発行はすべきでないとは私はずっと言ってきています。改善点の部分が3カ月に、前はもっと短かったのが3カ月になったとか、18歳未満があるところは6カ月になったとか、多少の改善はありますけれども、基本的なところでやっぱり基本的に発行しないという姿勢が続けられている。私は、もう68世帯の人たちに対する本当に弱い者いじめになってしまっている状況ではないか、毎月終わりに納税相談で大きく放送されますけれども、納税相談の人たちというのはあの放送というのはすごく自分たちを苦しめているというか、そういう声に聞こえてくると思います。ぜひ、ほかのほうではそういうよう

な形で、特に盛岡市なんかは基本的にやめておりますので、短期保険証は基本的には発行しないという形にぜひやるべきだと思いますが、町長は、毎回のことですけれども、その変更の基本的な対応を変える考えはないかどうか、今回もお聞きしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 古館委員から盛岡の実態がお話しされていまして、実は国保の運営方針の中から盛岡の実態をお話し申し上げます。

確かに盛岡は短期被保険者証の発行世帯が10世帯と少ないです。ただし、資格証明書は11世帯発行しております。差押え額なのですが、平成26年度が5億8,400万円、それから平成27年度が33億7,000万円と、私どもは短期被保険者証を交付することで相談機会をふやそうと努力しているわけなのですが、盛岡の場合は差押え処分によって滞納者を減らそうと、そういった方針の違いはあります。

相談に来た方への対応なのですが、この間も実は高齢夫婦の世帯の中に1人若い方がいて、結構通年出稼ぎしているのですが、なかなか家へ帰ってこなくて、実家への仕送り等もないというふうな方がおられたのですが、その人一人のために国保料は高額になっておったわけなのですが、いずれそちらの方から相談を受けて、では世帯分離したらどうだというふうなことで、若年世帯員の方を世帯分離して高齢者世帯と分けたのですが、その後は国保が減額になりますので納付されておるようです。

そういったきめ細かい指導というのは、やっぱりあくまでも対面して相談して進めていかないとできないというふうなことと思っております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 大変委員からは毎回そういうふうなご質問いただいております。

今課長も説明いたしましたけれども、今国保会計は非常に厳しい状況でございます。被保険者が減少している。その割にやはり被保険者そのものが徐々に高齢化しておりますので、医療費は、減った分減らないというふうな形で、非常に収入と支出の乖離と申しますか、ワニの口みたいにどんどん広がっていってございます。

そのほかに、国保会計はご存じのとおり後期高齢者の医療負担、それから介護保険の医療負担等もあります。そういった介護保険、後期高齢者の負担はどんどんふえている状況でございます。

そういった中でやはり、国保会計そのものの厳しさの中で、なかなか負担増は皆さんに求めにくいというようなことがありまして、法定外繰り入れをしておるわけでございますが、そういった中の全体の厳しいところもご認識いただきながら、そ

れでもやはりそういった方々にもきちんと対応しなければいけないということで、短期被保険者証も今1カ月延ばしてやっておりますし、またそういった方々の相談にも我々もきちんと誠意を持って対応してまいりたいというふうに思っておりますので、どうかその点ご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 特に総括課長の答弁について幾つか聞きたいと思っておりますけれども、盛岡市の被保険者数、その数と、それで10世帯、それから資格証明書10出している。実質的には軽米町の被保険者数と比べて圧倒的な何十倍という人数の中でのことでそれしか発行、基本的には発行していないというところなのです。

それから、滞納処理の差押え等々の関係もありますけれども、当然悪質な滞納者等々の場合はそういう手段というのがありますし、それも被保険者数と中身の問題を、それを一律に5億円やっている、軽米町はやっていないというような単純に金額等にずっとそういう形で惑わすような答弁というのは本当に実際のこととかけ離れた答弁であって、私はそういう対応に対しては抗議したいと思っております。

私は、さっきから言っているように、期間も長くなったり、繰り入れもしたり、努力そのものを否定しているわけではありません。評価している部分もあります。ただ、そういう中でも一番の弱者の部分の対応について、国民健康保険法の趣旨からいってもそれは短期証の、保険証の取り上げというのはやっぱり正すべきではないかなと思っております。

課長が説明するのでしたら、盛岡市の国民健康保険制の被保険者数とか、滞納処分していた相手の状況とかというのも踏まえて説明していただきたいと思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） その中身については当然私どもつかんでいないわけなのですが、いずれその滞納解消の方針として盛岡は滞納処分を前提として進めていると、軽米町は短期被保険者証の発行で、あくまでも納付相談を重視して進めていると、そういった実態を申し上げたかったというふうなことでございます。

それから、先ほども申し上げましたように納付できない被保険者と高過ぎる被保険者とでは当然減免制度等もありますし、それこそ失業等で、それも途中失業等で所得が前年より一気に低くなったというふうな方には減免制度等もありますし、いずれ無保険になる期間が若干あるかわからないですが、最終的には全員の方に交付しておりますし、うちで押さえている期間でもお電話等があってもどうしても病院にかかりたいよというようなことであれば郵送でも交付をしていますし、窓口においていただいていると。そういう本当に困った方をないがしろにしているというふうな対応ではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○12番（古舘機智男君） 理解できませんが……

○副委員長（茶屋 隆君） いいですか。そのほかありませんか。
なければ、議案第2号の質疑を終わります。

◎議案第3号の審査

○副委員長（茶屋 隆君） 次に、議案第3号を議題とします。

議案第3号は、平成29年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
についてです。

説明をお願いします。町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 主要施策の説明資料では31ページになります。
決算書では260ページとなっております。

（1）、広域連合保険料負担金の納付につきましては、後期高齢者医療保険の被
保険者から納付していただきました保険料を保険料負担金として納付するもので、
決算額は4,688万5,000円となっております。平成28年度と比較しまして
105万2,000円の増となっております。

それから、（2）の広域連合保険基盤安定負担金の納付につきましては町の繰入
金が財源となっておりますが、決算額で3,699万5,000円となっております。
平成28年度と比較して22万4,000円の増となっております。

なお、その平成29年度の後期高齢者医療給付費の軽米町分の総額は10億8,
914万円となっております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括で質疑を受けることでよろしいでしょ
うか。

〔「はい」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第3号の質疑を終わります。

◎議案第4号の審査

○副委員長（茶屋 隆君） 次に、議案第4号を議題とします。

議案第4号は、平成29年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
てです。

説明をお願いします。健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、説明をしたいと思えます。主要施策の

31 ページが介護保険特別会計となっております。

介護保険特別会計は、介護保険法の趣旨に沿って利用者等の意思及び人格を尊重し、介護保険計画に基づき各種サービスを行っているわけですが、そのサービスの内容というかサービス事業費になりますが、(1)として訪問介護サービス事業、それについては延べ利用者数が2,487人。あと、訪問入浴介護サービス事業として延べ利用者数は425人。通所介護サービス事業として延べ利用者数が2,933人。ケアプラン作成件数が、居宅介護支援サービスのことになりますが、382件、あと、認定調査の件数が11件となっております、事業費については6,108万2,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○副委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括で質疑を受けることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 質疑がなければ、議案第4号の質疑を終わります。

◎議案第5号の審査

○副委員長（茶屋 隆君） 次に、議案第5号を議題とします。

議案第5号は、平成29年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

説明をお願いします。地域整備課総括課長、川原木純二君。

○地域整備課総括課長（川原木純二君） 主要施策の説明書の30ページをごらんください。

軽米町特定環境保全公共下水道整備事業、事業費5,098万2,000円となっております。事業の内容でございますけれども、説明書に記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括で質疑を受けることでよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 質疑がなければ、議案第5号の質疑を終わります。

◎議案第6号の審査

○副委員長（茶屋 隆君） 次に、議案第6号を議題とします。

議案第6号は、平成29年度軽米町水道事業特別会計決算の認定及び利益の処分についてです。

説明をお願いします。水道事業所長、川原木純二君。

○水道事業所長（川原木純二君） 主要施策の30ページごらんください。水道事業特別会計です。給水量が59万6,021立米、給水件数が3万5,655件、給水人口が6,871人、給水戸数が2,481戸。

建設改良費でございますけれども、軽米浄水場水処理制御盤内シーケンサ更新工事496万7,000円。以下、記載のと通りの事業、工事となっております。

水道事業収益が3億8,817万7,000円、水道事業費用が3億4,408万3,000円となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○副委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

これかに質疑を行います。質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 審査意見のほうに、この文書の中に年間有収水量が主に工業用途で大幅に増加しているというのがありましたけれども、この工業用途というのはどういうふうな内容なのか。

○副委員長（茶屋 隆君） 水道事業所長、川原木純二君。

○水道事業所長（川原木純二君） 中村委員のご質問にお答えします。

バイオマス発電所でかなり多くなっております。

○2番（中村正志君） はい、わかりました。

鶏ふん発電なんですか、バイオマス。

○水道事業所長（川原木純二君） そうです。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかに。

細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 水道に限らず、いろいろ雪害とか漏水の部分とかって修繕、管理、そういう部分で幹線道路、例えば国道の395号線とか、県道とかっていろいろあるわけですが、そういう交通量の結構多い幹線道路、継ぎはぎしたみたいに、部分、部分では工事が終わればきちっと砂利を転圧してアスファルト舗装をかぶせてもどおりにしているというような工事なのですが、時間がたちますとちょっとでこぼこというのか、非常に夏場でもハンドルとられるというのか、特に雨降りな

んかも、特に最近感じたのは増子内方面とか、あと沢田方面ですか、あの辺とか、ひどいなと思って走っていました。私初めみんなして我慢して走っているわけです。最近増子内方面は戸草内口のあたりはちょっと大幅に距離をとって修繕したようではありますが、結構細々とした走りづらい部分が目につきます。こういった箇所については、課長のほうでどのように把握して、また指導しているのか。その改善点ってどういうふうになればいいのかな。ちょっとどのように認識しているのか、伺ったり、またどのような指導をしていくべきなのかというのをあわせて答弁願えればと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 水道事業所長、川原木純二君。

○水道事業所長（川原木純二君） 細谷地委員のおっしゃるとおり、増子内、小軽米地区の部分については昨年度、おっしゃるとおり段差が出て走りづらい部分があったと思います。工事的には配管して仮復旧という形で行って、その年度で事業終わっておるのですけれども、その後おっしゃるとおり雨降ったりとか、冬期間があったりとかすると、その盛った部分が沈み込んでしまうという状況にはなります。その部分については、非常に危ないという部分については、多少ですけれども、その年度に補修を行っております。

ことし増子内部分は本復旧ということで、二戸土木センターと協議いたしまして幅とかそういう部分をやって、事業費をとって翌年度の工事という形になっておりますので、おっしゃるとおり多少皆さんにご迷惑かけておりますけれども、その辺のところはご理解いただき、できるだけ早目に改善していくように努めてまいります。

○11番（細谷地多門君） わかりました。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） お伺いします。有収率が2.1%改善されたというのを何か聞いた記憶があるのですが、軽米町は周囲の類似団体から比べて有収率が悪いって言われてきて、改善をずっと続けてきていると思うのですけれども、2.1%というのは大きな前進だと思いますけれども、今後の、平成29年度終わって、ことし、来年とかという形で、老朽管の布設替えとか何かのいろんな大きな工事もしないと改善しない点があると思うのですが、今後のそういう有収率向上のための施策はどのように考えておるのでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 水道事業所長、川原木純二君。

○水道事業所長（川原木純二君） 古舘委員のご質問にお答えします。

今年度は、おっしゃるとおり、本管の布設替えを山内地区のほう行っております。山内地区、観音林地区は、軽米町の中でも最初に水道管が通ったところで、かなり

老朽化しております。補助事業を見つけながら徐々に本管の布設替えを行って、漏水を減らしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 未給水区域の解消というがあるようですけれども、未給水区域ってどれぐらいあるのでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 水道事業所長、川原木純二君。

○水道事業所長（川原木純二君） 八木沢地区とか竹谷袋。

〔「八木沢と竹谷袋」と言う者あり〕

〔「いっばある」と言う者あり〕

〔「2つだけ」と言う者あり〕

〔「百鳥もだべ」と言う者あり〕

○水道事業所長（川原木純二君） 百鳥もですね。

〔「竹谷袋、東、東台」と言う者あり〕

○水道事業所長（川原木純二君） 等々。大体行政区単位です。

○副委員長（茶屋 隆君） はい、中村委員。

○2番（中村正志君） 町水道が行っていないということですよ。それで、何かこれ見ると自家水確保等への補助等の施策もというふうな言い方しているが自家水はやっていることではないのか。自家水で水を使っていると思うのだけれども、ちょっとこの審査の意見の内容が見れば水も出ないのかなというふうに感じたものですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 答弁いただきます。水道事業所長、川原木純二君。

○水道事業所長（川原木純二君） 公平でということから、町水道が通っているところと通っていないところで不公平感が生まれてくるのではないかという監査からの指摘がございます。その未給水区域についても何らかの手だてが必要ではないのかというお話をいただきました。ただ、水道事業、公営企業法でやっておりますので、その事業所自体で今未給水区域に配管とかそういう部分で考えると、費用対効果の関係からちょっと無理があります。それで、何らかの形で検討したほうがいいのではないかというお話をいただいております。その部分については今後……

〔「何かやってるの」と言う者あり〕

○水道事業所長（川原木純二君） 現在は特に何も行っておりません。その部分については、今後いろんな市町村等を確認しながら、地区の方等も含めながら協議に入っていかなければならないのかなと思っております。

○2番（中村正志君） わかりました。何となくわかりました。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

そのほかありませんか。

なければ、議案第6号の質疑を終わります。

◎議案第7号の審査

○副委員長（茶屋 隆君） 次に、議案第7号を議題とします。

議案第7号は、平成30年度軽米町一般会計補正予算（第3号）です。

説明をお願いします。総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 補正予算（第3号）につきましては、提案理由の中でも若干説明はしておりましたが、改めて少し説明いたします。歳入の全般につきましては私のほうから説明をさせていただき、歳出につきましてはそれぞれの担当課のほうから説明させていただくこととしたいと思います。よろしくをお願いします。

まず、歳入でございますけれども、7ページのほうをごらんいただければと思います。資料のほうは、議案第7号の一般会計補正予算（第3号）です。よろしいでしょうか。

補正の内容ですが、10款地方交付税、1項地方交付税につきましては、46万5,000円の補正減としております。普通交付税について、当初予算では25億8,000万円を見込んでおりましたけれども、本年度の決定額が25億7,953万5,000円の決定となり、その差額46万5,000円を減額するものでございます。

交付税の算定は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて交付額が決定されることになっておりますが、本年度につきましてはその交付基準額から336万9,000円の減額調整を受けたもので、当初予算を下回ったものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、農林水産業費県補助金でございますが、これは多面的機能支払交付金として92万8,000円をいただけることになり、予算計上しております。内容につきましては、歳出にも同様のこの事業に係る事業費が計上されておりますので、そこでの説明になりますが、歳出額に対して4分の3の補助ということでございます。

続きまして、18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の歳出歳入の差額分として5,595万6,000円を取り崩し、繰入金とするものでございます。

あと、3目ふるさとづくり振興基金繰入金につきましては2,800万円の減額補正となっておりますが、これにつきましては提案理由の際にご説明申し上げておりましたけれども、かるまい交流駅（仮称）の設計に係る財源を当初この基金で見

てございましたけれども、県等と協議し過疎債を充当できる見込みとなったことから、こちらの基金については減額するものでございます。

あと、20款の諸収入、4項雑入、4目雑入でございますけれども、1,120万2,000円の増額補正を行っております。これにつきましては、説明書に記載のとおり生活支援体制整備事業交付金として117万3,000円、これは二戸広域から地域包括支援センターに係る経費分として交付を受けるもので、歳出にも同額を計上しております。

続きまして、養豚経営安定対策事業費補助金返還金（過年度分）とございますが、これは平成27年度から29年度の3年度分にわたる交付金、補助金に対しての返還金となっております。金額は1,002万9,000円となっております。

次のページ、8ページになりますが、21款町債でございます。先ほども申し上げましたが、かるまい交流駅（仮称）整備事業債として過疎債を充当できるという見込みになったものから、こちらのほうに2,800万円を計上してございます。

歳入につきましては以上になります。

○副委員長（茶屋 隆君） 今総括課長から歳入に関して説明ありましたが、歳入は一括で質疑を受け、歳出は款ごとに質疑を受けたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） それから、ここで10分休憩して11時から再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

平成30年度軽米町一般会計補正予算（第3号）、歳出、2款総務費について、総務課総括課長、吉岡靖君、説明をお願いします。

〔「歳入のあれしてからじゃないの、質疑」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） やってからの。済みません、では歳入全般について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、では歳出、2款総務費、総務課総括課長、吉岡靖君、説明をお願いします。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） まず最初に、議会費のほうでも補正が出ておりますけれども、これが職員の人件費でございます。これにつきましては、当初予算の見込

みと人事異動等によって生じた差を今回予算の組み替えを行うものでございます。これは全ての款に共通しておりますので、それぞれの款ごとの説明は省かせていただきたいと思います。

なお、全体的なその増減というのはどのような形になっているのかというのは21ページのほうに一般職の総括表を掲載しておりますので、そちらのほうを確認いただければと思います。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費の一般管理費でございます。13節委託料でございますが、172万8,000円を計上しております。これにつきましては、説明書にあるとおり、会計年度任用職員制度移行関連例規整備等支援業務委託料となっております。平成32年度から会計年度任用職員制度が施行になります。これは、現行の非常勤職員あるいは臨時職員に係るものより明確な制度として位置づけて施行するというふうなものでございます。総務省でもマニュアル等を作成しておりますが、なかなか具体的に、じゃあ、どう整備すればいいのかというのが見えてこない状況でございます。そういった中で、そういった条例、規則あるいは要綱等の整備、あとは全国的な自治体の情報等の収集あるいは施行時の運用に係る職員研修等の支援が必要ということで計上させていただいているものでございます。

次に、14節の使用料及び賃借料として5万円を計上しております。自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム使用料となっておりますが、自治体のネットワークの環境というのが非常に厳しくなっておりまして、発端は国民年金機構の情報漏えいになりますが、そういうことで今は、例えば軽米町ですと普通にインターネットを見るネットワークと、国、地方自治体間だけが接続できるLGWANというネットワークの2系統の回線となっております。その情報端末を使う場合には、例えば有名なところだとウィンドウズとか、あるいはウイルス対策ソフトというものを常に更新をしながら安全性を保っているわけなのですが、LGWANのほうに直接にインターネットにつながっていないものですから、その提供元でありますマイクロソフトとか、そのウイルスソフトの会社からの更新のデータを取得できないという状態でありました。そこで、総務省のほうでこういったシステムをつくって、そのLGWANのネットワークの中でもそういったソフトを更新できるようにしようということで制作したのがこのセキュリティ向上プラットフォームというものでございます。

4月から9月まではその試用期間というような形で無料でありましたが、その後その参加自治体の数が固まり、それぞれで負担いただく金額が確定したということで、10月からは有料とされたこととさせていただきます。当町の場合、年額が10万円となっておりますが、本年度につきましては10月からの半年間ということで5万円

になりますよというふうな算定を受けているものでございます。

次に、4目の財産管理費でございます。旧晴高児童館の敷地につきましては、既に廃止になっているということで、昨年補正で認めていただき不動産鑑定評価を行ったところです。その旧晴高児童館の売買手続をこれから進めるわけですが、隣接地、その旧晴高児童館の敷地に入っていくところの隣接地が借用地であり、そこを売却後は返還しなければならない。その際に、いろいろ桜の木とか、児童館として整備した立木とか、遊具とか、あとは花壇ですとか、そういったものがありまして、それらを撤去する必要があるものでございますが、その撤去に当たりましては境界ぐい等が全くない状況でございますので、そのお返しすべきその範囲というのがどのぐらいなのかというのを明確にした上でその不要物を撤去してお返しする必要があるというふうなことで境界復元測量業務委託料と、あと遊具立木等撤去工事のかかる経費を計上させているものでございます。それぞれ32万2,000円と109万6,000円、合わせて141万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、10ページになります。企画費になりますが、その中の19節負担金、補助及び交付金、軽米町地域活動支援事業費補助金として150万円を計上させていただいております。この補助金につきましては、皆様からことしも多く申請をいただきまして、当初予算を超えるような申請がありましたので、予算の中で減額調整もさせていただきながら交付決定をしております。今回計上したものは、今後、ただ大雪等災害が発生した場合、例えば地域で除排雪をする、あるいは大雨等で町道等ではなく、町としては修繕できないのだけれども、集落としては非常に大事な道路がちょっと崩れましたよ、そういったところを修繕したいということに対して要望できるように150万円を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、次、3款民生費……

〔「違う、総務費で質問」と言う者あり〕

〔「総務費の2款がまだあるのでは」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、款ごとに。

説明が終わりました。

〔「まだあるんじゃない、徴税とか、これで終わりなの」と言う者あり〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 徴税费とか、あと戸籍住民基本台帳費につきましては、全部職員の人件費なので、説明を割愛させていただきたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりましたので、2款について質疑を受けます。質

疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 今の企画費の軽米町地域活動支援事業費補助金の関係で補正した理由について、これからのことで災害等が発生して、公共事業というか、災害復旧とかがいろいろ該当しないもので地域にとっては大事なところであるという、そのためのこの補助金の予算ということなのですけども、その適用については、今までの交付要綱みたいなやつで申請の条件がありますけれども、それだけで済まされる中身なのですか。何か新たに災害等の関係での項目が設けられて交付要綱というか、補助金申請条件というのがあるのか、その辺もちょっと説明をお願いします。

○副委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） 再開します。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 現行の交付要綱の中で具体的にこういった事業というふうなものをご説明申し上げているわけなのですが、その表の中にも災害時のことというのがございますので、今現在の交付要綱で対応してまいりたいというふうにご考えております。

○12番（古舘機智男君） 了承しました。はい。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかに。

中村委員。

○2番（中村正志君） 関連して今の、ということはこの地域活動支援事業費はもう今後、今言った突発的な災害等以外はもう一切受け付けないということですか、ことしの分。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 本年度の運用につきましては、行政連絡区長会議の際も区長の皆様に説明しておりますが、本年度につきましては予算の範囲内で調整させていただくというようなことをご案内申し上げます。今回の補正の分につきましては、先ほど申し上げましたとおり災害対応分ということで位置づけておりますので、通常地域活動を行いたいというふうなことについては、この分については対象にしない方針です。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） では、もう一つ、自主防災組織関連で新たに設立して、それにかかわる費用というか、それについてももうことしは一切受け付けないという考え方

でしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 基本的にはそのように考えております。自主防災組織については何か最低限事業を行っていただくということを前提条件にしておりますので、ちょっとことしにつきましては、これはきのう1組織新たに自主防災組織を立ち上げたところがございますが、基本的にはことしから新しくつくってこれから事業をやるというのはちょっと難しいのではないのかなというふうに考えてございます。ただ、どうしても何かやりたいというふうなことであれば、ちょっと個別に相談をして検討はしてみたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 私の地区でも、まだ設立までいっていないのですけれども、設立に向けた形で進めているのですけれども、その中から何をやったらいいかというふうな話が出てきたり、さっき言った冬の大雪がどうのこうのという、その中にそれこそひとり暮らし等の世帯の除雪とか、そういうようなものも防災組織での仕事なのかなと思ったり、その中にそれこそ除雪機の購入も対象になったりしているようですけれども、では、そういうふうな必要な世帯等があるのであれば、それらも事業の中に入れようといったときには、そういうふうなものも考えなければならぬかとは思っているのですけれども、ぜひ、個別にという今お話がありましたので、そういうときには相談できるということで解釈してよろしいですね。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） その時期によると思うのですけれども、やはり後半になってきたときに例えば、じゃあ、それには来年度からお願いしますとか、ぜひ今必ず必要であったからやらなければならないとかというのは、やはり個別に対応させていただきたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今人事異動によつての給与等の補正ということでしたけれども、人事異動については最近では毎年4月号ですか、広報かるまいで全職員の配置を見開きで町民に公表しているわけですが、その後何か職員録を私たちにも配付していただきましたら、大分かわっている人たちも結構いるようだなというふうに印象を持ったたのですけれども、せっかく4月当初に全町民に公表しているのであれば、やはり今誰がここにいるのだなというのを町民の人というのは大体頭に入れて、何かあればこの人に相談すればいいかとかっていうふうなことも含めて考えていると思うのですけれども、それが途中でかわっても何ら公表がないと。これまでも途中の人事異動とか、途中の退職者だとか、そういうことも含めて何も公表されたこと、最近では全然されていないというふうな現状のようではございますけれども、その辺は

せっかく4月にあれだけやったら、かわった時点で、毎月広報発行しているので、本来ならばそこにちょこっとでもいいから載せるべきではないのかなど、そして町民に周知して、ああ、今この人はここにかわったから別な人がって。例えばいちい荘に誰がいるのだというふうなことも大きな関心の部分ですけれども、それも何かかわっているようだというような話もあったり、というふうなこともあったりするもので、その辺の考え方はないでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村委員おっしゃるとおりだと思います。今後につきましては、定期人事異動ではなくても、あった都度、その後の直近の広報で紹介するように努めてまいりたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○2番（中村正志君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、3款民生費。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君、お願いします。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、3款民生費について説明したいと思います。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費になりますが、人事異動以外の部分、職員に係る1項以外について説明したいと思います。4節の共済費、臨時職員の社会保険料等5万1,000円、7節の賃金47万2,000円、臨時職員1名ということで計上しておりますが、今現在病休で休んでいる職員がおりまして、その方の仕事を臨時職員で補おうとするものでございます。

あと、3目の老人福祉費でございますが、歳入のほうで生活支援体制整備事業交付金ということで117万3,000円の歳入の説明がありましたけれども、それに対応する歳出となっております。報酬101万5,000円、地域包括支援センターの嘱託職員を採用しようというものでございます。それに係る共済費15万8,000円を補正しようとするものでございます。

あと、介護保険特別会計への繰出金ということで、100万3,000円を補正するという事になっております。

あと、3款2項児童福祉費のほうでございますけれども、これについても職員の給与費以外の部分で説明したいと思います。1節報酬、児童支援員の報酬を106万3,000円減額するという補正になっております。これについては、児童支援員を雇用しておったわけですが、8月いっぱい退職するという申し出があり、それを認めて退職となっておりますので、その方の補充を、今の方は資格を持って

嘱託職員ということだったのですが、資格を持った人の雇用は難しいのかなということで臨時職員のほうへ組み替えして要求をしています。その臨時職員の社会保険料ということで4節の共済費に13万7,000円、支援員の補助といたしますか、そういう臨時職員として85万円の要求となっております。

あと、5目の児童クラブ運営費のほうですが、日々雇用の職員賃金の増額ということで20万8,000円を補正要求しておりますが、長期休業とかそういったときに児童が多くなっておりましたので、それに対応するために日々雇用で何人か雇用したりしておりますので、冬もまたそういう状況になっては困るので、日々雇用でその辺は対応したいというふうに思って増額要求となっております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 3款説明ありましたけれども、質疑を行います。質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 児童クラブ運営費で日々雇用の職員の賃金、児童が多くなったからという関係で、前から学童クラブとか児童クラブ施設を軽米町だけではなくて小軽米、晴山とつくったほうがいいのではないかなと、それから施設設備そのものもあそこの体育館の下のああいいう勤労福祉センターの間に合わせでないものが必要ではないかなと提案はしてきたのですが、今ふえた児童の数というのは町内とか、あとは小軽米、晴山地区でタクシーとか、送迎している人たちとどういう内訳になっているか、教えてください。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 現在内訳までは正確な数字はわかりませんが、タクシーを増便したりしたということはないので、主に軽米小学校の生徒が長期休業とかそういうときにふえております。そうですね、やっぱり小軽米、晴山のタクシーを増便したということはないので、主に軽米の児童がふえているものと思われま。

以上です。

○12番（古舘機智男君） わかりました。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、4款衛生費、町民生活課総括課長、川島康夫君、説明をお願いします。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 4款衛生費の補正内容についてご説明申し上げます。

1目と2目につきましては、人事異動等による増減のようですので、省略いたします。

5目の環境衛生費なのですが、火葬場が作業員の急病で休止となった際に二戸市、九戸村、それから八戸市等の火葬場使用料を補正いただいたわけなのですが、九戸村等から受け入れの条件がかなり厳しくなってきましたので、急遽業務委託に切りかえというふうなことで、火葬業務臨時職員の賃金の減額、それから火葬場の休止時使用料を減額し、委託料に組み替えてございます。

それから、6目の後期高齢者医療費なのですが、19節の負担金、補助及び交付金は平成29年度の後期高齢者医療給付費の定率負担金の精算分となります。486万3,000円の補正額となります。

28節の繰出金につきましては、後期高齢者特別会計の事務費への繰出金となっております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 4款衛生費、説明がありました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 火葬業務の委託の内容というのは、ただ焼くだけなのか。今までの1体1万円だというふうな考え方の内容の部分だけなのか。葬儀屋だったら専門的な部分もあるので、どの程度までの火葬業務なのか。例えばどこかに委託したようですけれども、軽米には葬儀屋が2軒あるし、片方のときどきはどうか。ちょっとそういうふうな話題もあつたりしたので、普通のただ、今までと同じですよというのであればそれでいいのですけれども。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 基本的には今までと同じです。施設を開場して、火葬と終了後の清掃だとかそういった……

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

ほかに。

中村委員。

○2番（中村正志君） 済みません、補正内容にはない項目なのですが、決算のときに話しできなかったもので、ごみの関係で、ごみ収集の関係でちょっとお願いを含めて。ごみ収集、毎週、きょうもやっていると申しますが、ちょっと私もごみのほうは毎回携っているので、その中で困っているのが紙が、1カ月に1週あって、1週に2回あるのですけれども、紙とか、ペットボトルとか。ペットボトルの場合、軽米の場合は潰さないでというふうなことで非常に量が多くなる。何を言いたいかというと、1カ月に1週だけ2回収集あるのですけれども、その2回、うち

は水曜日と金曜日なのですけれども、一度水曜日に出せば次の金曜日はほとんどないと、これは忘れれば金曜日というようなことにもなるが。これが2週間に1回ずつにできないのかなと。例えば紙でも段ボールなんかがあったり、言っている意味わかりますか。うちは水曜日と金曜日なのだけれども、今週水曜日と金曜日でなく、今週は水曜日が紙だったら、2週間後に今度は金曜日に紙をやるとかというふうな収集日程にはできないのかなというふうなことをちょっと感じている。軽米の人たちは広い家を持って、作業小屋とかあるところはいいのだろうけれども、分別するものを置く場所というの相当な面積を要するのではないかなと。狭いアパートの人たちだったら大変なのではないかなというふうにも感じたりしているのですけれども、私も何かその辺でかなりのスペースをとるものですから、早く収集してもらえればいいなというふうなのを感じたので、そういう収集日程にできないものかなというふうなことをちょっと私最近感じていたのですけれども、その辺のところは可能かどうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 近年ペットボトルの量が大変多くなって、一度では収集回収が難しいというふうな話も現場で聞いております。いずれ町全体の収集日を見直しながら、あとはその収集作業員の配置、それから車配置とか勘案しながらの収集日程の見直しになりますので、お時間いただきたい。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、次、6款農林水産業費、産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、6款農林水産業費、1項農業費について説明いたします。

8目生活改善センター等運営費、需用費として127万5,000円。これは、大清水地区センターの配水管が支障になっておりますことから、布設替えの修繕を行うものでございます。

13節委託料3万1,000円。これは、山内地区交流センター消防用設備保守点検業務委託料を補正するものでございます。当初、旧農業構造改善センターと同等の予算を見ておりましたけれども、新しいセンター等の面積等の増加に伴いまして不足が生じたので、3万1,000円の補正をお願いするものでございます。

あと、16目多面的機能発揮促進事業費、負担金、補助及び交付金といたしまして123万8,000円。これは、多面的機能支払交付金、1地区が増加して16

地区から17地区になったことに伴いまして、補助金が増加するものでございます。この金額の4分の3の金額が歳入で92万8,000円の歳入を予定しているものでございます。

続きまして、2項林業費、1目の林業総務費、9節旅費4万2,000円、14節の使用料及び賃借料の2万4,000円。これは、来年度から施行される予定の森林環境譲与税等の研修会数がふえてきていることから不足を生じておりますので、補正をお願いするものでございます。

3目林道費、11節需用費80万円、これは、林道の修繕料でございます。

14節の使用料及び賃借料17万9,000円。これも、林道維持修繕するための重機等の借り上げ料でございます。

あと、16節の原材料費18万円も、同じく林道の修繕等を行うための砂利等の原材料費でございます。これは、今年の3月にかなりの降雪がございました。その後、融雪後に寄せられました修繕の要望等に不測の修繕料が支出されたことから、ほとんど今ないような、予算を使ってしまったような状態になっております。今後発生する修繕等に早急に対応できるように補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 6款農林水産業費、説明がありましたけれども、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、7款はないですね。

8款、土木費、地域整備課総括課長、川原木純二君。

○地域整備課総括課長（川原木純二君） 17ページ、8款土木費、5項住宅費の8目報償費の補正でございますけれども、住宅リフォーム奨励事業奨励金100万円をお願いするものでございます。これは、当初予算確保しておりましたけれども、現時点で当初予算の分に達しておりますので、今後何件かあるものと思われまして、この額を補正お願いしたいものでございます。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 8款、説明ありました。

質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、9款消防費、ありませんか。

細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 9款の消防費ですが、ちょっと決算のところではしゃべり忘れてまして、ついでといえませんが、総務課から伺えばいいかな。今月の16日、消防演習があるわけですが、特にも団員は今すごく格好いい華やかな服装で、ほか

の地域も見ていますが、引けをとらないくらいりりしい姿になったなと思っています。いいことだなと思って、士気の高揚というか、そういう部分ではまずユニホームから入っていくのもいいなと思っていました。

それで、片や婦人消防協力隊、この服装を見ますと、非常に団員と比べましてかわいそうだなというような感じがします。結局団員でないから、それは格差は生じるのはやむを得ないかも知れませんが、あくまでも協力隊ということで。にもかかわらず、まずユニホームは支給されて、それを何年、何十年と使っている。色あせて、余り格好もよくないというようなことです。どのように感じていらっしゃるのか。我々招待されてテントから眺めているのですが、きびきびとした訓練の中にもユニホームは余りぱっとしないなというような感じがします。総務課ではこのような協力隊のユニホームという話は出たことはありませんか。もう少し今から、また将来そういう団体がふえるように格好いいなと、私たちもつくって入ってみたいなという、もしかすれば、ないかも知れませんが、あるかも知れません。それで、このことについてはまた町長からもお伺いしたいと思います。その協力隊に対する整備等にどのように考えているか。いや、協力隊だから要らないと、我慢してもらわないと、さっぱり団体もふえないし、投資対効果ではないけれども、そういう部分では当面我慢してもらおうというような考え方なのか。やっぱり内外問わず格好いい制服もそろそろ必要だなと思っているのかどうか、その辺お答えください。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 婦人消防協力隊の皆様からは、私の記憶になりますけれども、ユニホームの更新等のお話はいただいてないと思います。そういうことで、当方としても特別に計画を立てて何年度までにというふうな予定もございません。ちょっと婦人消防協力隊のほうの声とか、あるいは軽米だけでなく、近隣の市町村も今と同じようなユニホームだと思いますけれども、他の町村の状況等も踏まえながらちょっと検討してみたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） ちょっとお聞きしたいのですが、今協力隊員ははんと下はズボンというようなそういうスタイルでありますけれども、他の市町村ではユニホームというか、男性がやっているスーツスタイルというか、そういう格好のユニホームも出てきておりますが、どういうふうな更新というようなお考えでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 町長が見たとおりです。私も、ほかの自治体を見て、非常に格好いいなというような部分も感じております。その色あせたはんとんにトレパンみたいな感じの線が入ったやつ、それから帯です、帯。これで協力隊で、9月16日にきびきびとした訓練をやれって、余りにも気の毒だなと思っていました。

それで、総括課長は団体からは特に、協力隊という団体からどこからも要請がないということをおっしゃっていましたが。それはこんなものだというので、それぞれの団体が余り言ってこないというような、声があれば動くのか、また見た目もその辺も考慮しなければならないなという気持ちがあるのか、そこのところを私は確認したくてしゃべってみました。

私の希望ですと、ある程度格好いいものをそろえてくれたほうが、金にかかるでしょうが、協力隊もいい感じに見えるのではないかなと、そう思っています。そういう部分でしゃべりました。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 協力隊の方々から十分ご意見いただきながら、今おっしゃるような検討はしてみたいというふうに思っています。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○11番（細谷地多門君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、10款教育費、教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君、説明をお願いします。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） それでは、教育費、説明させていただきます。

教育費は17ページからになります。17ページの事務局費、これは人事異動によるものでございます。

18ページをお願いします。事務局費の11節需用費92万円。これは、修繕料の要求でございます。当初にとっておりました予算、スクールバスのエアコン、自動ドア等の修理がございまして、現在不足ということでございますので、92万円、これを要求させていただきました。

それから、3目教育振興費の19節負担金、補助及び交付金でございます。30万円増の要求でございます。これは、軽米中学校の各種大会の派遣費補助としてでございます。ことしは大変各種目で軽米の中学生等が頑張っていたございまして、大会に出場ということになりまして、不足ということで要求させていただいております。

それから次、幼稚園費、これは人事異動でございます。

それから、5項の社会教育費も人事異動によるものでございます。

6項の保健体育費でございますが、需用費で29万5,000円増の要求で、修繕料でございます。これは、生ごみ処理機の修繕の要が生じたので要求させていただきました。

それから、14節の使用料及び賃借料、81万円の減ということです。これは、学校給食運搬用車両の借上料、これを減額するものでございます。理由というか、経過なのですけれども、給食車が古くなっておりまして、12月予算要求の時点で車検が通らないという見込みでございました。3カ月分のリース料ということで計上させていただいておりました。4月になって、実際その車検通ってしまいましてというか、通りまして、予算要求のときは危ない、ぎりぎりだったので安全のためということでリース料を計上させていただきましたが、実際不要となったので減額ということでさせていただいております。

それから、18節の備品購入費、24万9,000円増額の要求でございますが、調理用のミキサー、これを更新するための費用ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりましたが、質疑を行います。質疑ありませんか。山本委員。

○13番（山本幸男君） 教育振興費、負担金、補助及び交付金の中での説明の中です。軽米町の中学校の活躍が大変あって補助金の増額を図るといような説明でございましたが、実は小学校の分はなかったのかなと思ったりして質問します。実は先週だったか、岩手県の小学校の選抜大会というのがあって、私の孫が盛岡にいますので、出るから行ってみるかということで行ったのですが、そのとき私の孫は負けましたが、軽米小学校がどんどん勝ち進んで、岩手県の大会で優勝したのですよ。だから、もしかすれば補正予算が出るのかなと思ったりもして聞いていたら、今の説明は中学校とだけだから、説明はそのようにありましたし、またそれらも含まれているのであればいいですが、いかがでしょう。

○副委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 申しわけございません。私の間違いでございました。小中学校です。

○13番（山本幸男君） それで、今私が質問した件は入っているの。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 小学校の分も、今山本委員のおっしゃった大会はどこ、東北大会と全国大会になっていました、派遣の対象がですね。ですから、そこまで……

〔「県大会もしれない」と言う者あり〕

○13番（山本幸男君） いや、県大会で優勝したのだけ。東北大会に行くの。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 県大会で優勝していれば、恐らく優勝と準優勝が東北大会に出場ということになるかと思えますけれども、そうなりと入っております。対象ということになります。

〔「対象かどうか、内訳はわかんない」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 私はここで本来ならば質問は避けようと思っていましたけれども、今話が出たので言いますけれども、小学校は本来ここからの支出はないはずで、なぜならば、小学校は多分小体連から派遣するということはある得ないことですので、ほとんどがスポーツ少年団単位で行くので、従来からのこの派遣費補助金は小学校の場合はスポーツ少年団所属の部分はスポーツ少年団から体協のほうに上げて体協から要望して初めて予算措置すると。今までですと、保健体育費の体協の補助金の中にそれが組み込まれているはずで、だから、その辺のところはちょっと昨年あたりからうまくいっていないなというのは私は感じていましたけれども、あえて自分の恥もあるので話したくなかったのですけれども、今山本委員が言ったのはバレーボールの、私も新聞で見たのですけれども、岩手県大会で軽米のチームが優勝して、10月に東北大会が秋田で行われると、それに出場するということですので、多分それはスポーツ少年団から体協のほうに上がって、体協から教育委員会のほうに予算要望していくのだろうというふうに私は想定していましたがけれども、その辺のところもう少し事務局のほうでも要項をきちっと理解して事務を進めてほしいなというふうに私は感じております。

○副委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 体協の予算のほうもございます。それから、平成28年に要綱の改正で適用されている軽米町小中学校各種大会派遣費補助金というのがございまして、それでは軽米町の教育の振興を図るため小中学校の各種大会派遣に要する経費に対して予算の範囲内ということと定めております。今回、そちらのほうの増額要求ということになります。

それとあと、先ほどの山本委員のおっしゃったバレーボールの大会というのはちょっと今わからない、わからないというか、ちょっと調べてみないと今はちょっと即答できないということで、調査するには聞き取りもちょっと必要かなという感じになります。

○副委員長（茶屋 隆君） 調べて報告してください。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） 大会名とかちょっと正確でないとなかなかですね。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 私余りその大会の資料等は持っておりませんが、いずれ岩手県県下選抜大会というような形で、その前にあった大会のベスト16だか32が集まって大会を開いたというような感じの大会だったと思っています。いずれ対象にな

るように前向きにさまざま調べて、聞き取りしてもらえればいいかなと思っておりますので、要望しておきます。

〔「大会名わからないわけだ」と言う者あり〕

○13番（山本幸男君） 大会はさっきしゃべった。

○副委員長（茶屋 隆君） 今のは時間的に補正は無理だから。

教育委員会事務局総括次長、堀米豊樹君。

○教育委員会事務局総括次長（堀米豊樹君） いろいろ勉強、学習、課内で情報収集に努力して、これからもやってまいりたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかに。

大村委員。

○8番（大村 税君） 私確認のために伺いたいと思います。これは、教育委員会のみならず、車両管理の部分で確認したいと思います。というのは、先ほど車検がとれない状況の車だったのが3カ月たったらとれたというような、それはどういうふうな仕組みでやられているか。私が認知しているには、まず運行管理者、安全管理者が自治体には必ず、あるいは企業にも何人以上は置くと、置くべきだという法令があります。それにもう一点は、整備管理者も何台に1人ということが法律で定めておられます。その方々がやはり、庁内の台数が何台ある中で何台の車ということで、軽米町でも管理者講習に出て、そういうのを受講しているはずで、その人たちがやはり車の整備管理の状況を見て整備工場の見積もり等のあれをやるべきだなど、やってきているというのが自治体の状況かなと、私認知しております。

その辺はいつかも私は質問させていただいたけれども、総務課長が本来ならば安全運転管理者、あとはその従事している整備管理者は整備課の誰それと誰それというふうなことで明記されていると、それで講習受けているはずで。

そういうふうな感じであればこういうことが発生しないと思うし、またさらには先般の体調不良によりちょっと偶然事故があったというようなものも起き得ない状況にもあったのではないか。というのは、整備管理者は毎朝どの車がどこへ行くというのはその人が整備点検をして、整備管理者からオーケーを受けて運行しろというのが整備管理者の法律であります。その中にはその人が点検して異常ありませんよと来て、異常があれば無論運行はだめとするし、またその従事する人の健康上もその管理者がよく見て、いや、きょうはちょっと顔色悪いなど、どこか悪いかというようなことを声かけて、ちょっと体調が不調であればきょうは取りやめようというようなことで対応しろというのが車両整備管理法ということであるわけです。

そういうことで行政が対応されているか、いないかを確認したいし、いないのであればやはりそういうのを法律に基づいてやるのが行政であると思いますし、企業も全てっております。その辺の件を確認したいと。全般のでしょう、全般、全般。

たまたま公務員にそういうのが出たので、体制はどうなっているかという確認です。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 大村委員のご質問にお答えしたいと思います。

大変私もその整備管理者の制度というのは法律等をちょっと勉強不足でよくわかりませんが、ただ安全運転管理者につきましてもそうなのでございますが、法律上はやはり責任者を置く。ただ、実態としてはやはりそれをそれぞれ分担し合ってやっていくというのが実情かなと思います。というのは、先ほども例えば安全運転管理者が全てをチェックしてから出かけていくとかというのは、なかなか実際の行動としては難しい面があるかな。それを例えば総括課長なり、担当課長なりに補助的にやってもらっているというのが実態ではないのかなと思います。

あと、先ほど教育委員会のほうで車検が難しいと思われていたのが車検を通ったというような説明がありましたが、ただ我々としてはその車両整備につきましても専門の知識を持っておるわけではなくて、具体的に今のこの車がどういう状態かというのはなかなか役場の職員の中での対応は難しいと思います。ただ、やはり整備管理者がその経過年数とかはさまざまチェックをして、あるいは前回の例えば車検で業者のほうから何か具体的な提言なり注意事項があったり、そういった事実を確認しておくというふうなことが実態かなというふうに思っています。

ただ、当然その車両を使用する場合は、各課の担当課長の係になりますけれども、使う者が始業点検をして、車に異常があるかないか、当然職員が見れる範囲ではございますが、そういった始業点検をしながら運行しているというふうな運用をしているところでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 理解して、理解しないような感じですけども、では、その整備管理者は何人町でおりますか。どういう部署の方が管理者になっておりますか。これは、法律上は明記しておいて年に1回講習があって、そのたびに改正すれば整備法改正ということで受講して、さらに安全運転は車両整備管理が基礎ですと、その次は従事する人の安全を意識してというようなことで、この意識がやっぱりしっかりとやっていかないと、毎年、毎年自分で講習費を払っているということが何となく、そういう体制がきちりとあってほしいものだなというように私は切望するので、法律にあることはやはり行政は法の番人ですからやるべきだと、このように思いますので……

○副委員長（茶屋 隆君） 今ここの災害復旧費で終わりたいと思いますので、もう少々お待ちください。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 整備管理者については3名の配置となっております。

教育委員会1名、総務課1名、あと地域整備課1名となっております。

その安全運転に対する意識づけでございますが、毎朝役場のほうでは町民憲章とそれに係る職員の意識統一として信条というもの、それと安全運転に係る唱和を、全てではないのですが、やっております。そういった中でもやはり職員個々でそういったことを機会に意識づけはあると思いますが、今後につきましては運転に出かける場合にはその担当課の課長なり管理者のほうがよく体調等を管理しながら声がけ等を進めてまいりたいと思います。

- 8番（大村 税君） わかりました。法律にうたわれているので、きちりとした、充実した安全管理をお願いしておきます。安全運動を幾ら高めても行政で法を守らないのであれば、これは片手落ちかなと、規範、私はこう思うのでございます。その辺をきちりと充実した安全管理をお願いしたいと思います。

終わります。

- 副委員長（茶屋 隆君） 要望ということでございますので、しっかりと対応するようによろしく申し上げます。

それでは最後、13款災害復旧費、産業振興課総括課長、小林浩君。

- 産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、19ページをごらんください。

13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、11節の需用費、修繕料として390万円。これは、8月15日から16日にかけての大雨に伴い、農道3カ所と農業用排水路1カ所の修繕を行うものでございます。

19節の負担金、補助及び交付金200万円は、農地等小規模災害復旧事業費補助金、1件当たり20万円と試算し、10件分を予算化したものでございます。

2目の林業施設災害復旧費、11節需用費、修繕料でございますけれども、100万円。これは、林道1カ所内の2カ所の路肩決壊等の修繕を行うものでございます。

15節工事請負費4,130万円。これは、5月18日から19日にかけての大雨に伴いまして被災した大規模林道八戸川内線の災害復旧工事、2号補正で委託料を議決していただいたものが今回成果品が出てまいりましたので、工事請負費を要求するものでございます。

16節の原材料費30万円。これは、修繕料に伴いまして発生する砕石等の原材料費を補正するものでございます。

- 副委員長（茶屋 隆君） 地域整備課総括課長、川原木純二君。

- 地域整備課総括課長（川原木純二君） 2項公共土木施設災害復旧費でございますけれども、同じように8月15日から16日の大雨により被災した箇所について復旧を行うものでございます。

消耗品 25万4,000円。これは土のう、大型土のう袋とかそういうものでございます。

あと、燃料費。これは、借り上げ重機の燃料費でございます。

あとは修繕料で600万円。被災箇所は18カ所分の修繕料となっております。

あと、使用料及び賃借料50万7,000円。これは、重機の借り上げ料でございます。

あと、原材料費は碎石、切削等の原材料を購入するものでございます。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 以上説明がありました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、平成30年度軽米町一般会計補正予算（第3号）を終わります。

午後は1時から第8号からやりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

休憩します。

午後 零時06分 休憩

午後 1時00分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

◎議案第8号の審査

○副委員長（茶屋 隆君） 議案第8号 平成30年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、町民生活課総括課長、川島康夫君、説明をお願いします。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 議案第8号の平成30年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算について説明申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。歳入につきましては、本会議場で述べたとおりでございますので、省略いたします。

4ページの歳出をごらんいただきたいと思います。一般管理費の役務費の154万5,000円の補正でございますが、通信運搬費48万4,000円でございます。医療費通知をこれまで区長経由で配付をお願いしてまいりましたが、誤配等がありまして苦情等がありましたので全部郵送することにいたしまして、48万4,000円の計上でございます。

それから、コホート事業用レセプトデータ加工手数料として106万1,000円です。国立がん研究センターと今回は岩手医大がコホート事業を実施するもので、106万1,000円のデータ加工料の補正でございます。

それから、13節委託料につきましては国保情報データベースシステム改修業務の委託料になります。

9款の償還金につきましては、本会議で述べたとおりでございますので、省略いたします。

以上でございます。

- 副委員長（茶屋 隆君） 今入る前に説明すればよかったのですがけれども、皆様のお手元に資料が配付されておりますけれども、これは災害復旧費の災害を受けた災害箇所が載っておりますけれども、これは総括のときにこれを見て質疑があれば皆さんから受け付けたいと思いますので、よろしく。

あと、山本委員のほうからも資料要求が出ておりますので、それもあわせて総括のときにやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、今説明ありましたけれども、8号議案、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第9号の審査

- 副委員長（茶屋 隆君） 質疑なければ、第9号を議題といたします。

議案第9号は、平成30年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

説明をお願いします。町民生活課総括課長、川島康夫君。

- 町民生活課総括課長（川島康夫君） 議案第9号の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正の内容につきましては、本会議場で述べたとおりでございます。特に補足等ございません。

- 副委員長（茶屋 隆君） 説明がありました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

古館委員。

- 12番（古館機智男君） 特にあれですけれども、この8月に後期高齢者にデビューしました古館です、よろしくをお願いします。

きのうだか、後期高齢者の保険料の切符が来ましたけれども、ほとんど今まで銀行振り込みにしてたのが切符来たけれども、銀行振り込みができるのかどうか、お聞きしたい。

- 副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

- 町民生活課総括課長（川島康夫君） 古館委員のご質問にお答えします。

初回の納付は、初回というか初年度、後期高齢者になった初年度につきましては

納付書が発送になります。口座振替可能です。次年度以降、もし特別に申し出がなければ口座振替か年金から特別徴収を選択できるということになります。

○12番（古舘機智男君） はい、了解しました。

○副委員長（茶屋 隆君） そのほかありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第9号を終わります。

◎議案第10号の審査

○副委員長（茶屋 隆君） 次に、議案第10号を議題とします。

議案第10号は、平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）です。

説明をお願いします。健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

説明の前に午前中の部分の児童クラブの説明、訂正をしたいということですので、よろしくをお願いします。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 午前中、古舘委員より質問がありました児童クラブの増員の関係でタクシーを増便していないというふうな発言をいたしましたけれども、長期休業中は親が送ってくるので当然タクシーの運行はやっていなかったもので、増便というのはあり得ないということでした。

○12番（古舘機智男君） 軽小以外からも来ているということ。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 来ておると思います。担当がいなかったので詳しい内訳はわかりませんが、調定、ふえた分を数えたら約20人くらいが長期休業のときにふえているというふうな状況のようです。

○12番（古舘機智男君） はい。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） タクシーは運行しておりませんでしたので申しわけありませんでした。

議案第10号の補足説明ということですが、歳入のほうは一般会計からの繰入金100万3,000円の補正となっているところです。

1款総務費、1項施設管理費の1目の一般管理費のほうで、人事異動による職員の給与の補正以外のところでは、14節自動車借り上げ料13万円を補正させていただいております。これは、12月3日にリースの車が満了となるということで、今後も居宅介護支援の事業のほうで使いたいということでまたリースをするというものです。居宅介護のほうのサービスについては、ケアマネのサービスについても縮小していきたいということで進めておりましたけれども、なかなか引き取ってくれるケアマネ等もいなくて引き続きまたケアマネの事業をやっているということで今後も使っていきたいということでの補正となっております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 説明がありました、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第10号を終わります。

◎議案第11号及び議案第12号の審査

○副委員長（茶屋 隆君） 次に、議案第11号を議題とします。

議案第11号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて、説明をお願いします。総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第12号もセットでやったらいいですか。

〔「セット、関連がありますので」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、議案第12号も関連がありますので、一緒に説明をお願いいたします。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第11号と12号でございますが、提案理由で申し述べたとおりでございます。私のほうから補足の説明はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 事故が起きた原因においては過失という言葉であったのですけれども、原因は何だったのでしょか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 今のご質問でございますけれども、本人から聞きましたところ、当日は猛暑で、役場からの外出を何回か繰り返すような形の業務体系でありました。たまたまイベントにかかわる役員の自宅を訪問しておりました。円子、宮沢方面に行ったところ体調が悪く、大沢公民館で一時休憩をとったと。自分の判断でございます。閉庁時間も近づき、体調が戻ってきたので役場までの帰路についたところ、また運転中に体調が悪くなって、気がついたら円子と板橋の間の県道間において事故を起こしていたというような状況でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今の状況を聞きますと、過労というか、疲労が原因だったのかとかという、そういうふうなことは役場の中で例えば調べるといふふうなことはないのかなと。というのは、例えば今はやりのそれこそ勤務が大変で過労だといふふうな、体調が悪くなったといふふうなことになれば、ちょっと役場の勤務体制といふふうなことにも影響してくるような気はするわけですが、やはりそういうふうな、ただ本人から事情聴取で終わっているものなのか、そういうふうなとき何にそれが、要因があるのかといふふうなことをある程度突き詰めるといひますか、そ

のような必要がこれからは出てくるのではないかなという気がするわけですがけれども、その辺のところは今のところは何もないのか。

というのは、私もう一つ聞きたかったのは、もしかすれば、自損事故ですよ、自分で。自分の自己管理だけでの問題で、そして損害を与えている、公用車に対する損害を与えているということであれば、処分というふうなことは、そういう制度はないのかなというふうなこともちょっと思ったものですから。今始まったことではないですけれども、職員の事故というものは。でも、やはり自損事故において予算を使わざるを得なくなるというふうなことになるならば、そういうふうなことも当然考えてもいいのかなというふうに思ったのですけれども、ただ、その状況が非常に体調が悪くなるような状況だったというふうな、それこそ目まいがして自分がわからなくなって事故を起こしているということであれば、それが何が原因だったのかというのをある程度やっぱりもっと深く追求する必要があるのではないかなというふうに感じますけれども、その辺いかがでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） その職員の当日及びその前後等の勤務状況でございますけれども、特別役場の業務が大変で毎日残業しているとか、そういう状況ではございませんでした。なおかつ課といたしましては、毎朝町民憲章と5つの唱和と、あとは安全運転7則の唱和をした上でその日の行動についてみんなで気をつけるようにしておりますし、毎日の朝礼の中で疲れているようだなとか、そういうところは気にして見ているつもりではございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 事故後の分析といいますか、そういう部分になろうかと思えますが、これまで事故については事故の状況から見て特にその後の追跡の調査等は必要はなかったということで実施しておりません。

あと、ただ本人、今産業振興課の総括課長からもありましたけれども、朝礼等において対面、聞き取りとかではなくて、状況からの判断になりますけれども、やはり上司のほうで目を配って、気になれば本人から体調等を確認していくというふうなことで対応していきたいと思えます。

あと、処分の関係なのですけれども、処分については本人に非行為があったかどうかというふうなことを基準にしております。当然に酒気帯びとかそういったものは処分の対象にしておりますけれども、現在こういった事故の場合は処分の対象とはしていないところであります。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 今の関係はそれでいいのですけれども、あともう一つちょっと確

認したいのですけれども、喫煙の関係で、公用車を運転するときの喫煙はどのような指導を行っているのか。聞くところによると、公用車を運転しながらたばこを吸っているというふうな人もいるとかというふうなうわさがあったりして、また同乗者もたばこの喫煙はどのような指導をされているのか。庁舎内が分煙化しているというのであれば、車の中も庁舎内と同じではないかなというふうにちょっと感じるわけですけれども、その辺の指導はどのようなになされているのか。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 現状を申し上げますと、車両内での喫煙の指導は現在行っていないところでございます。ただ、あと車両ごとに禁煙車を設けて、新しい車はほぼそうなのですが、禁煙車両としておりますが、古くからあって、そんなに古い車両はないのですが、以前から喫煙をしていた車両についてはちょっとそのままの状態になっておるところでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今の事故の関係もあることですし、その辺は徹底したほうがいいのでは……新しい、古いではなく、運転マナーとしてやっぱりその辺は徹底するべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） ただいまご提案いただきましたとおり、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 今に関連してですけれども、報告によれば、その方は円子のほうに行って体調が悪くなって途中で休んで、そしてその後にまた乗車したらということのお話でした。健康管理の関係で、例えば出先で体調を崩して、その自己判断もあるでしょうけれども、時間を費やすという場合はやっぱり本庁のほうに、上司のほうに連絡して、こういう状況だから休むとか、それは自己判断も含めて、その後本当にいいのか、状況をつかむためにはやっぱり報告義務というのが出てくると私は思っているのですが、その辺についてはどのようなになっていて、細かくではなくても何時間休んでとかというのは許可、報告の問題はどうなっているか、教えてください。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 一般のというか、職員については特に何時間やったら何時間休憩とか、当然長距離を運転するバスの運転手は別にして、一般の職員は特に何時間やったら何時間休むという規定等はございません。ただ、今回やはり気になるのは、自分で判断をして再度運転をしたというところ、そこは今後につきましてはそういった場合には役場に一旦電話して、例えば迎えに来てもらうとか、ある

いは少しでも体調が悪いと1人ではなくて2人体制で出張するとか、そういったところを、余り個人の責任という部分を重くとらないで、そういったお互いに支援できる体制というのをちょっと呼びかける必要があるのかなというふうに考えております。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 健康な人も必要な休憩時間というのは当然運転手にあると思うのですが、そうではなくて体調を崩したときの判断での休憩というか、そういう形、流れが見えないのでよくわからないのですが、ぐあい悪くなったからどこかで休むという場合なんかは、やっぱり所定のというか、連絡して、ここで休んでいますよとかという感じでの報告というのがあってもいいのではないかなと思うのですが、その辺について健康管理の上からも必要だと思いますが。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 今回の件についてなのですが、本人と2人で内容について詳しく本人から事情を伺っております。町内を巡回する業務の中でたまたま大沢地区を通ったとき体調が悪かったので一時的に休息をしたと。自分はそんなに大事に至るような体調の悪さではなかったのですが、一時的に休んだ上でまた再度帰庁のために運転をしたと。今回についてはそういう内容でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 確認させていただきたいと思いますが、この交通事故の処理はどのような処理の仕方をなされているのか。例えば物損事故のみで終わったのか、人身事故での扱いに処理したのか。物損事故であれば、まず今の補償だけとかというように、公的交通法に照らし合わせても罰金とかそういうのがないというように私は認知しておりますし、人身事故であれば当然罰金も科されるということでございまして、例えば物損事故で終わってこの補償、和解の処理なのか。人身事故であればやはりそれなりの処理があると、このように思いますので、どういう処理をされた。例えば救急車が出ているとまず人身事故扱いだと私は思いますけれども、救急車が出ていないのであれば物損事故のみで処理して車の和解補償で済むのだというように交通事故処理の件については私認識しているのですが、その辺が当局はどのような捉え方で、どのような処理されたか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまのご質問でございますけれども、事故直後本人から救急車に電話をした。あとは役場のほうに連絡をよこしたということで、当課から2名現地に出向いております。救急車のほうから警察のほうに連絡がいったのか、そこについては確認はとれておりませんが、警察の方も現地のほうに見えられております。

あとは、リース車両でございましたので、リースをお願いしている業者に頼んでレッカー車を用意していただいて、事故車両はそのリース会社のほうに運搬をした。

本人は、救急車に乗って二戸病院のほうに直接行きました。その後に警察のほうでその事故の聴取をしたいということで、病院に行って2日後ぐらいですかね、軽米駐在所のほうに行って事情を聞かれて、それにも対応しております。そのところで自損事故の対応と、人身事故でなくて自損事故。ただ、休んだ日については公務災害という扱いになっております。

また、その車両も自損したわけでございますけれども、たまたま旧闘牛場、現在建設会社の資材置き場になっている取り付け道路があると。そのこの県道戸呂町軽米線の構造物にぶつかっておりますので、二戸土木センターのほうにも連絡をして、施設が壊れて賠償しなければいけないのかどうかも確認して、そこまでは要らないということも確認しております。

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 物損事故扱いということで認識してよろしいですね。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） はい。

○8番（大村 税君） ありがとうございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 事故はいいのですけれども、今の話の中でちょっと気がついたのですけれども、役場の中で公用の携帯電話は何台ありますか。多分ないのではないかと思いますけれども、今の話の中でも出先に行ったときの連絡は多分自分の、みんな個人の携帯電話を使っている。また、工事現場に行ったりとかというふうなものも全て個人のものを使っているのが現状ではないかなと思うわけですが、果たしてそれでいいのかという……やはり例えばそういうときに車でどこかに出かけてきますと言ったら、必ず公用の携帯電話を持って行って、おまえの連絡先はそれだなとかというふうにするのが本来の姿ではないのかなというふうに思うわけですが、軽米の場合は全部個人のものでばかりで、公的な仕事をしている中で果たしてどうなのかなというふうに感じるわけですが。

というのは、20年以上前にもう音更町では、交流しているときには音更町では軽米に来るときには音更の役場の公用の携帯電話を持参してきていたという実態がありました。それが当然なのかなというふうに感じるわけですが、今後検討すべき事項ではないかと思えます。経費はかかるかと思えますけれども、個人でかなり公用のために携帯電話の料金上乘せになっている部分もないわけではないかと思うのですけれども、その辺検討されてはいかがでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 今の音更町の例をご紹介いただきましたけれども、他

の町村等の取り組みも見ながらちょっと検討したいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第11号、12号を終わります。

◎総括質疑

○副委員長（茶屋 隆君） 本特別委員会に付託されました議案12件の個別質疑が終わりました。

これまで審査した議案12件について総括的な質疑を行います。

質疑漏れありませんか。あれば受け付けたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「さっきの資料の関係とか」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 1時28分 休憩

午後 1時29分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） 再開します。

それでは、地域整備課総括課長、川原木純二君、説明をお願いします。

○地域整備課総括課長（川原木純二君） 先ほど18件分の予算ということでお話ししましたけれども、これに記載のとおりで、被災箇所はというか冠水している部分も含まれており、金額の入った部分について今回予算要求しているものでございます。

〔「了解」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 説明がありましたけれども、質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、資料……

〔「農地災害のほうお願いします」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 本田委員。

○10番（本田秀一君） 農地災害のほうはどうなのでしょう。

○副委員長（茶屋 隆君） はい、わかりました。

では、ちょっと休憩します。

午後 1時30分 休憩

午後 1時30分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） 再開します。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 産業振興課所管の農業用施設でございます。農道が3カ所とご説明いたしましたけれども、これは山内の狄塚地内、あとは同じく山内の和当地、あとは高家と上尾田の間の農道の3路線となっております。

いずれの3カ所につきましても瀬月内川の、九戸村で210ミリを超える降雨があったわけですが、その増水に伴い瀬月内川に隣接する農道が壊れたものでございます。

あと、農業用排水路1カ所は円子に行く途中の板橋地区、ため池、上流にあるわけですが、そのため池の下流の水路が1カ所壊れたものでございます。

あと、林道につきましては5月の災害では大規模林道八戸川内線1カ所でしたが、8月15日から16日の大雨に伴う林道につきましては大野川線でございます。市野々から大野川に行く1路線で2カ所決壊した箇所が、これも林道のわきを1メートルほどの水路が流れている部分がありまして、その増水に伴って路肩が2カ所程度壊れたものでございます。

産業振興課の関係は以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 説明がありましたけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい、いいです」と言う者あり〕

〔「休憩」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 1時33分 休憩

午後 1時33分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） 再開します。

資料を要求がありましたけれども、まだできていないということで、資料ができ次第そのことに関しては質疑したいと思っておりますので、そのほかのことで質疑を受けたいと思っておりますけれども、質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 町長からお伺いしたいと思っておりますけれども、委員会冒頭で代表監査委員の意見書の中の職員採用の関係で辞退者等が出ているということで、その辺何とか改善してほしいというふうな意見がありました。このことは、全体的に公務員離れというのがあるというふうな話も総務課長からも聞きましたけれども、軽米町内としては最高の仕事場であるというふうに思うわけですが、特に私も長い間役場職員をやってきて感じていることは、今の役場職員は町づくりの中核にいます、町づくりを担っている職員であるというふうな、特にもみずからそういう意

欲に満ちた優秀な人間が必要な時期ではないのかなというふうに感じているわけですが、いかにしてそういうふうな職員を採用するための打開策と申しますか、これから、ことしも含めて、採用するのは町長でしょうから、その辺のところをどのようにお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 昨年度はまずまずの応募をいただきましたけれども、大変残念でありましたけれども、いずれ辞退者が出たというふうなことをごさいます。ことしの場合にはさらにまた一般職員に関しましてまた応募者がちょっと少ないと。それからまた、各保育士とか、栄養士とか、それはまず来ておりますけれども、そういう今状況をごさいます。大学にもいろいろPRと申しますか、回っておりますし、いろいろ努力しておりますけれども、やはり全国的に景気が回復基調で、求職と申しますか、求人の方が非常にふえているというふうに言われております。そういった中で、私も公務員だけではなくて他の団体もさまざま聞きますけれども、やはり同じような傾向にあるというふうに聞いております。そういうことで、今後といたしましてもやはりPR、それからまたいかに優秀な方々から応募していただきながら採用していくかということは、さまざまな観点の中から検討していかなければいけないというふうに思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○2番（中村正志君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかにありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） メガソーラーの関係で一般質問したときに、ちょっと開発面積の縮小の問題を取り上げました。それから、発電業者優先の地元貢献の見直しなどを検討すべき時期ではないかということについては、私の記憶の中では具体的な、私の質問も具体的に、通告には書いたのですが、口では言わなかった部分がありまして、この発電業者優先の地元貢献の見直しということについて舌足らずの部分とか、そのものをしなかったものですから、ちょっと改めてこの場でお聞きしたいと思います。

特に軽米町の場合、前にもありましたが、もともとは農山漁村再エネ法の中で業者がやるべき林地開発の許可等のこと、今回の平成29年度の予算では613万円の再エネ室の支出で、等々で使ってやっているわけですが、最初の説明は売電収入の5%とかと言われてきましたけれども、経済状況が変わってきたり、制度そのものが変わってきて、そう簡単には売電収入の5%なんかいかないという状況もわかってはきましたけれども、ただその契約が、何回も指摘しているように寄附という形で、発電業者の都合によって幾らでも寄附というのはしたり、しなかったりでき

る。あとは紳士協定の形になっていると思いますけれども、そういうことをやっぱりきちんと売電収入の例えば1%とかというような形にすれば、売電単価が変動した場合とか、20年間は固定買い取り制度ですから基本的には変わらないことになっておりますけれども、いろんな条件が変わった中で安定した地域貢献というか、農業振興の形のための機運が醸成されるのではないかなと思ってはいますけれども、そういうようなことは考えていないかという問題について、通告もしてありましたので、その点についての答弁をお願いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） ご質問では、協定書ではその拘束力が弱いのではないかと、法的に破棄される可能性はないのかというご質問だと思いますけれども、農林水産省で示している農山漁村再生可能エネルギーQ&Aというのがございます。それによりますと、農林漁業の健全な発展に資する取り組みが適正に行われず、実行されない場合には、設備整備計画の認定取り消し事由となると記載されております。認定取り消しということになれば、事業の存続ができなくなるというふうなことでございます。設備整備計画の認定通知のときにそういった条件をつけて通知してございます。その条件を守らない場合には認定の取り消しもあり得るというふうな条件をつけて認定してございます。

それから、1%というお話がございましたけれども、国の指導として、発電業者に過度の負担を求めることは発電事業自体の継続が困難となることだけではなくて、農林漁業の健全な発展に資する取り組みを行うことができなくなってしまうおそれがあることから、適当ではないというふうなこともございます。そういったことで事業者と協議をして決めた額でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 過度の負担というのは当然本体に影響を及ぼすような負担ということになると思うのですが、その過度という判断というのが非常に、民間業者、民間企業は当然のことながら営利が目的のところですから、会社存続そのものを脅かすようなものというのは過度の負担という形になると思います。それが過度の負担かどうかということの判定とか何かというのは非常に難しいと思います。それが一般的に当初推進協議会が立ち上げたころの話からすれば5%もという話までにもなった例を見てやっていることを見れば、1%が過度の負担になるとかというのはやっぱり考えられない状況ではないかと思います。特にも何回も言ってきましたけれども、再エネ法は本来はメガソーラーを想定したというよりは、地元での農家の人たち等を含めた地元の再生可能エネルギーの利用の形の中で、林地開発なり畑地を使うというときにいろんな行政が責任を持って林地開発の許可等を受けて一緒になって地元で発電事業を起こしていこうというのが一番の基本だったのが、すごい

利益が上がるということもあったりしてメガソーラー会社がどんどん入ってくるという形で営利重視になったわけですがけれども、その中で、やっぱりきちんといろいろな開発によってリスクを、軽米町の自然が壊された場合いろいろな開発によるリスクを町が背負うことになるということもありますので、やっぱりきちんとした収入の問題、それを補填するような応分の負担を求めているということが必要ではないか。今の形だと業者のためのというか、業者に貢献するための事業になってしまっているのではないかなと思います。過度の負担というのがどこを基準にして過度の負担ということなのかということがわかれば説明していただきたいと思います。1%が過度だという……

○副委員長（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） 1%が過度かどうかということはお答えできませんけれども、当町で展開されている再生可能エネルギー発電事業は事業費が数億円から数百億円とかなり大きな規模となっており、そういったことで事業実施主体が目的会社の合同会社となっており、それぞれ出資者、それから金融機関から諸条件の審査を経た上で出資あるいは融資が決定しての実施でございます。そういったことから、一旦締結した協定の見直しというのは難しいものと考えております。

○12番（古舘機智男君） はい、いいです。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

では、山本委員から請求されました資料が、全部ではないですが、そろった資料から説明していただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、産業振興課総括課長、小林浩君。資料を今、そろった分をお願いいたします。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、資料要求された資料ナンバー3をごらんください。これは、要求資料の内容が主たる販売先の内訳、あとは役場に町を介して販売した束数はどのくらいあるかということでございます。

町内、町外に分けて資料を作成いたしました。株式会社軽米町産業開発の本社で販売した分、かるまいさんのネット販売では65、さとふるでは15、役場、昨年度の健康福祉課のほうで購入した分が4,026、あとは観光協会物産キャンペーンの景品として使用したものが9、同じく観光協会物産フェスティバルの景品として使用したものが100、物産交流館で販売した数が3,944、ミル・みるハウスが3,870、フォリストパーク100、ミレットパーク20、合計で町内、株式会社軽米町産業開発が売った分が1万2,149となっております。

町外ではそれぞれ記載のとおり販売しております。小計が2,840で、合計できのうの資料ナンバー2でお知らせしております販売数の1万4,989束という内容でございます。

このほかにでございますけれども、小山製麺に46万円ほどの委託料、パッケージの作製、あとは試食、試作品の作製、成分分析等の委託をしているわけですが、その中で決定したものの300束分を試食用として委託料の中で作製しております。その使用先でございますけれども、事前試食用が10、あとは県北三大麺の発表会で使われたものがそれぞれ40、160、30、合計230となっております。昨年の食フェスタでテントで試食していただいた分が60で、合計で300。委託料の中でつくつていただいた試食用については、全て消費しております。

続いて、資料ナンバー4及び5でございます。これは、資料要求の内容といたしまして県北三大麺という名称の決定したのは誰か。あとは、株式会社軽米町産業開発の仕入れ価格と販売単価ということでございます。資料ナンバー4でございます。

県北三大麺という名称を決定したのは誰かということでございますけれども、県の事業の中で小野寺恵コーディネーターの提案を受けて、3町村協議しながら事業参画者が賛同し決定した名称でございます。

次に、えごまめんの株式会社軽米町産業開発の仕入れ価格と販売単価でございます。仕入れ単価は135円、販売単価は292円となっております。

ちなみに、ここで当然株式会社軽米町産業開発が自分の観光施設等で販売する小売単価は292円となっております。ただ、町外へ卸している、業者に卸している2,840分につきましてはおおむね販売単価の7割で卸単価として取引をしております。

続きまして、資料ナンバー5でございます。この資料要求の内容でございますけれども、えごまめんのほかに町内の業者に支援しているエゴマに関する商品等はあるかという内容でございます。株式会社軽米町産業開発へ委託事業の地域創造事業には、雑穀、サルナシ、エゴマ等の町特産の商品開発や物産品のPR、販路の開拓等の一連の業務を委託実施しております。その中に当町が取り組むエゴマの生産振興の一環としてエゴマの商品等の流通拡大等の消費拡大を図るための活動も、支援も行っております。そのほかに、この中で支援を行いましたのはエゴマパウダーとえごまめんの分でございます。

それ以外に町独自でエゴマの商品に関する町内業者への直接的な支援等の実績はございません。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 今産業振興課長から説明がありましたが、私、先ほど資料の一部がまだと言いましたけれども、資料請求があった分の3点について今説明があ

りましたので……

それでは、質疑を受けたいと思いますので。

山本委員。

- 13番（山本幸男君） ご苦労さんでございました。実はきのうの委員会で質問すればよかったのですが、ちょうど健康の問題でいませんでしたので、改めて時間をとったことについては反省しておりますので、どうぞよろしくお願いします。

詳しく説明資料をもらってありがとうございました。それで、質問の前にナンバー4、県北三大麺という名前の決定はどうしてそうなったのかというようなことの議論につきましては、前にも、予算審査のときにももしかして私が質問してそれなりに答弁もらったというようなこともあったかも。改めてまた出したというのも何ですが、県北三大麺という名前をつけるのであれば、それぞれの町村に実績があって麺であればこれが軽米で1番で、洋野で1番だというようなことから県北三大麺とかというような形をとっていくのが当たり前の話でないかと。

新しく出た商品を軽米の一大麺だというような形でというようなことは、それはどこの町村でも言えることではないかと。それぞれが小さくても頑張っている人たちを激励することではなく、例えばさておいてというような形はどうだったのかなど、本当にえごめめんを軽米の一番の麺として売り出す、支援するというようなことはどうだったのかなという面については多少反省するところがあるのではないかと、そう考えたからであります。そういうことについてまずスタート、担当課あるいは町長の見解をお願い申し上げます。軽米町には軽米のはっと麺があって、洋野町には洋野のそれがあり、また普代村には普代の昆布だけなのかどうか僕はわかりませんが、そういうのがあるのではないかと。その面ではちょっと配慮がどうだったのかなど。しかも、加工する、つくるところがそれぞれの町村ではまず零細でも、零細と言えば失礼になるかと思いますが、小さくてもそれぞれ手づくりで頑張っている、そういう工場なり業者があると思うのです。それらを、ほかの町村は何ですが、軽米の場合は使用せず、他町村ですか、県北に関係のない工場に頼んだというのはやっぱり反省する点があるのではないかと考えますが、改めて、何回もしゃべりますが、もしかすれば私が欠席したきのうの委員会の中でも議論になったかもしれませんが、その点についてが第1点。

それから、えごめめんについて実際に仕入れ単価がどのぐらいでというようなことを質問して、この報告をもらいましたが、135円で仕入れて販売価格は292円、倍以上です。例えば高齢者、私ももらいましたので高齢者に配布になった分とそれぞれが四千何ぼですが、それぞれについては町がせっかく開発をしてつくったものを一旦公社に入れて株式会社軽米町産業開発が役場に倍にして売り出すというように見えるわけです。もちろんそれはそういう業界の何でもそれはそうだかもし

れませんが、何もありませんのに新たな感じで、ある面では税金の使い方のからくり、一方では町長であり、一方では株式会社軽米町産業開発の社長であります山本賢一にはちょっと、私から言わせればきついのですが、ちょっとひどいのではないかなというような感想を持ちますが、いかがでしょうか。

3点目は、エゴマに関するさまざまな商品開発等については今の説明では触れなかったと、しておりませんという説明でございますが、私はあってもよいのではないかなと思っております。というのは、実際に町内の例えばせんべい屋さん、増子内にもありますが、増子内のせんべい屋とか晴山のせんべい屋さんもあるのですよね。両方ともエゴマせんべいというのをつくって売っています。それぞれ頑張っているなと思っておりますが、身近なところで自分たちの腕といいますか、わざといいますか、を活かしながら地域に貢献していると。そんなに、増子内のことを言えば、量も出ているわけでない、一枚一枚手焼き、手づくりでやっているわけです。それでもちゃんとエゴマせんべいという、町が奨励している作物を活用してやっているというような人たちも実際はいるわけです。それから比較しますとこれらは商品開発も役場のお金でやっている。しかも、できたのはそういう形で販売していくというようなことは、どうも理に合わない。町長、光が当たるところがもっと違うのではないですかと感じますが、いかがですか。そのこともちょっと触れておきたいと思えます。だから、もしかすればエゴマを利用した麺でもっと町民のいい提案があるかもしれないし、その点を改めて反省するところがないのかなと思えますが、いかがでしょうか。

それから、高齢者に対する配布問題は、私ももらいましたが、来てみてそんなまずね、例えば期待していない、期待していないえごまめん、町民が食べてみたいなあとかという要望等がまず声がたくさんあって、じゃあ、私が開発してつくってみるわというようなことでもなかったと、突然来て、それぞれごちそうになったと思えます。私のはまだ、賞味期限がけさ見たら12月20日ごろでありますので、まだ、そのうちにごちそうになりたいと思っておりましたが、パウダーのほうはもう賞味期限切れになった、8月の何日で。賞味期限が切れても大丈夫だって言う人もありますので、一緒にごちそうになりたいなと思っておりました。その点はやはり町民が欲しいと思っている、もしかすれば商品券のほうは俺はいいやと言うかもしれない。灯油のほうがよかったとかというように言う人もあるかもしれないし、そんな面で余りそれを食べたことによって注文が殺到したということでもなかったのではないかと、そう考えますが、その点はいかがですか。

それから、好きな分しゃべりますので……まだ時間ありますので……この資料の中にもありますが、高齢者向けが四千幾ら、それから私が見たのは、この中にもありますが、チューリップフェスティバルのときに景品として何もらったって聞いた

ら、これだって、それこそエゴマの袋を持っていました。ああ、町長、やっぱりなかなか賢くて、そこかしこで売るよりは残っていた在庫を整理していたなと僕は思ったのですよ。実際ここには100束とついておりますので、135円で買ったのを292円で多分売ったというようなことではなかったのか。

それから、あと一カ所は食フェスタで、後から聞いた話ではえごまめんをごちそうしますよというチラシが回ったとかって聞いておりますが、私はそれは見なかったのですが、行っていたさなかに雨が降ってきまして、給食センターの車が来まして、後から聞いたらそれにえごまめんが入っていたのではないかなとまず想像しますが、私は見なかった。そのころは町長もおりませんでした。私は何だったか買って町長に差し入れしたのですが、町長はそれを食べないで工藤大輔県議といなくなつて、俺はもったいないと思って取り返して食べた。そのとき、来たときはいなかったのですが、何千食だかわかりませんが、多分ほとんどがまずごちそうにならないで俺は帰ったと思うのですよ。多分町長も後から何か届けられたかわかりませんが、みんなおいしそうに食べていったと報告があったかもしれませんが、そういう状況ではなかった。なので、あれはどうしたのかなと思った、多分この中のどこかに百三十何ぼ、292円で伝票切って処理したのではないかなと思う。

そんなわけで、それぞれの既存の業者といいますか、零細な人たちが頑張つてやっている中で殿様的な商売でいかななものだったろうかなと強く感じて、資料を出してもらいました。答弁もらわなくても大体はわかりますが、もう少し目の当てどころを変えて前に、元気でいるときは進んだほうがいいのかと、そう思いますが、いかがですか。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） まず一点、名称の決定の県北三大麺ということについてでございますけれども、軽米でも当然いろんな麺、そば、麺と名前がつくもの、そばと名前がつくもの等広く食されている商品があるのは私も自覚しております。ただ、この今回の昨年度つくった県北三大麺という意義でございますけれども、これはあくまで町、村、軽米町のナンバーワンの麺という内容の三大の一つの麺という形ではなくて、県北の3町村が協力をして取り組んだ麺、3町村の三大麺なんだという捉え方ではないのかなと思います。

町外業者で商品化されたのはいかなものかという内容のご質問と思われましても、昨日でございますね、特別委員会のほうでもお話ししましたけれども、昨日の午後ですか、お話ししましたけれども、この経緯は平成28年に普代村が昆布麺を独自で開発をした。県の補助金を活用してその独自開発をした昆布麺を盛岡で発表会を開催したと。その際に、岩手県農林水産部流通課の方々から県北三大麺を開発する提案があったと。県北のほうでそれではそれに便乗をして新商品の麺を開

発しましょうということになって、洋野町のほうれん草めん、そして当町のえごまめんを開発して3町村の県北三大麺として開発したということでございます。

平成28年度に普代村が独自開発をした昆布麺は、奥州市の小山製麺のほうで試作されたものでございます。軽米町、洋野町でも検討した結果、その同じ業者からつくってもらったもので新開発しようということに進んだようでございます。当然新商品を開発するに当たりましては売っていく方がある程度、売の方が全然ないような想定のもとでは新商品を開発しても売れないという状況も考えられますので、そこで軽米町ではその窓口を株式会社軽米町産業開発にお願いし、販売の促進をお願いしているということになります。

せんべい等を自分でつくっていらっしゃる方々もおられるというお話でございます。私もエゴマせんべいは食したことはありますけれども、それ以外にはちょっとそんなにかないのかなと考えております。いずれ今まで開発してきたものはそのえごまめんは何回もつくってもらって試食をしていただいて、それを積み重ねてつくっていただいたと。その決定するまでがなかなか経費がかかるものだと考えております。せんべいが簡単にできるというわけではございませんけれども、そういうふうな部分については今後そういう何かエゴマを使ってつくりたいという方等がおられるのであれば、役場のほうでもご相談に乗りながら協力するような形にしていければいいのかなと考えております。

あとは、健康福祉課のほうで配布した件でございます。当然健康福祉課の場合は取引が大口でございますので、仕入れ価格そのままではございませんが、卸単価として比較的安く役場のほうで納入していただいたものを配布しております。これは、一般小売価格の税込み292円ではございません。約200円程度でございました。これは、製品として来るわけなのですが、そこで株式会社軽米町産業開発でも取り寄せた値段でそのまま売れば、ある程度手を加える、仕分けであったり、その部分でやはり経費は必要であるということで200円程度で売っていますが、市販よりは安く仕入れをした上で配布を行っております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 山本委員からはさまざまな観点の中でのるご提案、ご批判をいただきましたけれども、大変ありがとうございました。

これは食べ物の世界でございますので、やはり人によっては好き嫌いもあるかと思っておりますが、健康福祉課で皆さんに配布したところ、大変味がよいといいまして、さらにまたいろんなご注文いただきました。非常に成果があったなと思っております。また、1年間でこれだけのやはり実績が上がる商品というのはなかなかございません。そういう意味で私はこの事業はいい成果を出しているのかなというふう

思っております。

それからまた、県北三大麺のお話でございますが、今課長から答弁いたしましたけれども、私は軽米町だけではなくて、これから首都圏とかさまざまな広域、広範に市場を開拓していくためには、一市町村だけでなくいろんな市町村とコラボしながら、そして岩手あるいは県北と売っていくこともいいのではないかというふうに考えております。私も今町村会の会長もやっておりますし、そういうことで町村としてコラボできるところはみんなでコラボしながら大いに売って歩こうではないかというような今意気込みでやってございます。そういった意味で私はこれは一つのそういった方向でのメリットと申しますか、方向性があるのではないかというふうに思っております。

ただ、委員ご指摘のように、町内でできることはやはり町内でしっかりとやっていくということも重要でございますので、これからの取り組みに関しましては大いにこれを参考にさせていただきまして、そういうことで検討してまいりたいというふうに思っております。

エゴマ製品に関しましては、これからさまざま、せんべいに限らずバームクーヘンとか、パンとか、いろんなものに私は使えるというふうに思っておりますので、そういった面でもこれから大いにいろんな産品を開発しながら頑張りたいというふうに思っています。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 単独でなく、近くの町村と連携をして、一緒になってさまざまな商品の開発していく、売り尽くすというような、これについてはいささかも、町村会の会長として頑張ると言うのであればそれはそれでいいのですが、ただ、それぞれ町村の声なり、業者なり、人たちと関係なく今回はやったというところに私は一番のまず残念だったなど。この方式というのは、今後どこにも例として生かしてもらいたくないと。やはり地域のそれぞれで頑張っている人たちも生きる方法として対応してもらいたいというのがまず私の発言の理由でございますので、ひとつそのことだけはよろしく願い申し上げたいと思います。

それから、ことしも僕らに三大麺でもまたくれるのですか。その点。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、ことしは予算をとっておりませんので、計画としては今のところありません。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） ちょっと度が過ぎた質問だったかもしれませんが、いずれ欲し

いものを上げるところで、役場の考えでこれはおいしいから食べろと言うのではなく、町民が何を食べたいと思っているかというのを感じて配布してもらいたいと、こう思っております。

また、絶対に三大麺など持ってこないように、やはり本当の軽米でそれぞれ苦労してつくった、うまくなくともこれだというものの選択をしてもらいたいと思います。

いずれきのうは来ないできょうは勝手なことをしゃべりましたが、ちょっと検討させてもらって、また12月でも質問したいと思いますので、よろしく。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○13番（山本幸男君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、質疑なしと認め、質疑を終了します。

それでは、これからまとめに入りますので、当局の方は退席願います。

このまま続けてよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

〔「10分ぐらい休憩したら」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、5分間休憩します。

午後 2時18分 休憩

午後 2時26分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

◎議案第1号～議案第12号の討論、採決

○副委員長（茶屋 隆君） まとめに入ります。

ここで委員長に交代します。よろしくお願ひします。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（松浦満雄君） それでは、まとめに入りますが、討論される方ありますか。

古舘委員。では、反対の議案は。

○12番（古舘機智男君） 反対の議案は決算の第1号議案 軽米町の一般会計決算、第2号の国保の特別会計の決算の2点で、それ以外の付託されたものは全て賛成です。

国保の関係では短期証について話したので大体わかると思います。あとは、政治姿勢の問題で、やっぱり決算というのはその1年間の山本町政をどう見るかという、そういうことで判断したいと思っております。

出来事としては、今ですけれども、その事件が起きたというのは去年の2月と

ということもありまして、そのわけつ行為というのは町長が実際にしたのでないかもしれませんが。ただ、自分の中で一切の責任がないかというか、自分の中にすきがなかったのかも含めて、軽米町に大きな損害を与えたことは間違いなことだと私は思っています。それに対してやっぱり謙虚なというか、聞いてみれば、山本委員が言ったように、2次会、3次会、4次会に1人で行って、そこで事件が、でっち上げだか何だかわかりませんが、起きたとすれば、やっぱり自分の行動にも、町の最高責任者として反省の部分も私は非常に必要だと思うのですけれども、そういう対応が私は見られなかったということも残念でなりません。そういう問題が一つあります。

それから、メガソーラー開発の関係で、本来の趣旨からいって地元の農林水産業、軽米の場合は農業振興に大きく役立つという形が、土台づけが、本来林地開発をするために自分たちが支出をして行うはずなのに、それが十分でないというところが指摘したとおりです。

あとは、このくらいになってきたら、今の進行している状況は当然やむを得ないというか、地権者があって収入があってという中でそれをストップしろとかということも毛頭考えていませんけれども、今後の面積の関係ではやっぱり軽米町のこれ以上、これから3倍にしようとするような基本計画は修正していくべきではないかなということに対しても、それに応える考えがないということは非常に問題があるのではないかなと思っていました。

あとは、今のえごまめんの関係もありますけれども、それだけではなくて、軽米町は特産品といえませんがみんなが外部で製造されたもの、がっかりな特産品になっています。本当に地場産業とか軽米町の特産品って自分たちが地元でつくったという、そういう姿勢がやっぱり欠けているという、それが産業振興とか地元の農家なり商工業者の人たちが反映するような特産品づくりというものの姿勢がないという、あと生ごみ問題でも間違ったと思ったらやっぱり訂正したりしなければならぬのを、平成29年度に始まって30年、全然そのままの状態で行って来ているというのは、無駄遣いも含めて非常に問題ではないかなと思っていました。

そういうことを含めて山本町政に対しての平成29年度の総括的に私は賛成できないというか反対ですので、そういう立場で討論したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（松浦満雄君） それでは、賛成の方の討論は後でお願いすることでもいいか。ということで、じゃあ……

〔「ということじゃだめだ」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君） 賛成する人、討論。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君）　　ということですので、採決に移りたいと思います。

今古館委員から議案第1号と2号について反対の討論がございましたので、議案第1号、第2号は分けて1件ごとに採決をしたいと思います。

それでは、議案第1号に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（松浦満雄君）　　起立多数です。ありがとうございます。

次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（松浦満雄君）　　起立多数です。ありがとうございます。

それでは、議案第1号、2号は、反対があるものの、これは原案のとおり可と決します。

次に、議案第3号から12号までは先ほど反対がございましたので、簡易採決といたします。一括して賛成でご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君）　　ありがとうございます。

それでは、全員一致で賛成可と決します。

あと、私委員長報告書くわけですが、また委員長に対して委員長報告に何か特筆することがあれば、委員長の立場で考えて委員長報告に盛りたいと思いますが、何かございますか。

〔「特になし」と言う者あり〕

○委員長（松浦満雄君）　　ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○委員長（松浦満雄君）　　では、以上で今回の決算等審査特別委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午後　2時35分）